# 東京都立大学法科大学院 年次報告書(自己点検・評価報告書)

2020年度版

東京都立大学大学院 法学政治学研究科法曹養成専攻 社会科学研究科法曹養成専攻

# <目 次>

第1. 法科大学院の現況		1
第2.単年度評価の結果		1 2
第3. 外部評価結果につい		1 7
第4.教員の業績及び社会	:貢献活動	2 0

# 第1. 法科大学院の現況

# 1 設置者

東京都公立大学法人 ※2020 年 4 月より公立大学法人首都大学東京から法人名を変更

# 2 教育上の基本組織

東京都立大学 大学院法学政治学研究科 法曹養成専攻 ※2020年4月より首都大学東京から校名を変更

# 3 教員組織 (2021年3月末日)

2020 年度においては、専任教員 13 名 (うち、みなし専任教員 2 名)、兼担教員 13 名、兼任教員 24 名で、法科大学院における教育を実施した。

# 【2020年度教員一覧】

教員名	職名	分類	専攻	その他特記事項
饗庭 靖之	教授	みなし専任	民法	実務家教員
木村 光江	教授	専任	刑法	
伊永 大輔	教授	専任	経済法	
富井 幸雄	教授	専任	憲法	
橋口 佳典	教授	みなし専任	民事訴訟法・裁判実務	実務家教員 (裁判官)
峰 ひろみ	教授	専任	刑事訴訟法	法曹養成専攻長
				実務家教員
矢﨑 淳司	教授	専任	商法	
山田 俊雄	教授	専任	民法	実務家教員
我妻 学	教授	専任	民事訴訟法	
天野 晋介	准教授	専任	労働法	
金崎 剛志	准教授	専任	行政法	
手賀 寛	准教授	専任	民事訴訟法	
山科 麻衣	准教授	専任	刑法	
大澤 麦	教授	兼担	西洋政治思想史・政治哲学	
大杉 覚	教授	兼担	政治学	
木村 草太	教授	兼担	憲法	
谷口 功一	教授	兼担	法哲学	
長谷川 貴陽史	教授	兼担	法社会学	
星 周一郎	教授	兼担	刑法·刑事訴訟法	
山神 清和	教授	兼担	知的財産法	
門脇 雄貴	准教授	兼担	行政法	
作内 良平	准教授	兼担	民法	
田尾 亮介	准教授	兼担	行政法・財政法	
堤 健智	准教授	兼担	民法	
新倉 圭一郎	准教授	兼担	国際法	

教員名	職名	分類	専攻	その他特記事項
堀田 周吾	准教授	兼担	刑事訴訟法	
山羽 祥貴	准教授	兼担	憲法	
石田 拡時	講師	兼任	弁護士実務	実務家教員
岩出 誠	講師	兼任	労働法	実務家教員
上岡 亮	講師	兼任	弁護士実務	実務家教員
遠藤 圭一郎	講師	兼任	刑事訴訟法・裁判術務	実務家教員
大橋 弘	講師	兼任	民法	実務家教員
小川 弘義	講師	兼任	弁護士実務	実務家教員
川村 栄一	講師	兼任	租税法	実務家教員
酒井 享平	講師	兼任	経済法	実務家教員
多賀 啓	講師	兼任	弁護士実務	実務家教員
鷹野 宏行	講師	兼任	会計学	
種村 佑介	講師	兼任	国際私法	
寺中 麗子	講師	兼任	弁護士実務	実務家教員
中村 道子	講師	兼任	弁護士実務	
二瓶 紗有実	講師	兼任	弁護士実務	実務家教員
橋口 泰典	講師	兼任	企業法務	実務家教員
橋本 貴充	講師	兼任	心理統計学	
潘阿憲	講師	兼任	商法	
深津 健二	講師	兼任	経済法・消費者法	
藤田 新一郎	講師	兼任	弁護士実務	実務家教員
前田 雅英	講師	兼任	刑法·刑事訴訟法	
森田 悦史	講師	兼任	民法	
吉田 秀平	講師	兼任	弁護士実務	実務家教員

# 4 学生の在籍状況

# (1) 収容定員及び在籍者数

2020 年度収容定員 120 名

2020年度在籍者数 80名 (うち1名は9月, 30名は3月に修了)

# (2) 学年別の在籍状況

学年	区分	年度当初人数	退学・除籍者数	原級留置者数	進級・修了者数
1年次	未修1年	5名	0名	3名	2名
0 /T V/n	未修2年	6名	0名	1名	5名
2年次	既修1年	35 名	4名	0名	31 名
9.年%	未修3年	3名	0名	0名	3名
3年次	既修2年	31 名	0名	3名	28 名

# 5 入学者選抜

# (1) アドミッション・ポリシー

東京都立大学法科大学院の教育理念は,東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対

して、それを解決する能力を有する法曹を養成することである。この理念に基づき、本法科大学院の入学者選抜では、複雑な社会現象に高い関心を示し、それを的確に把握し、分析・判断するための論理的思考力を有し、それを的確に表現することのできる人材を、幅広く求めるものとしている。

#### (2) 2021 年度入学者選抜の実施

入学者選抜については、2019年度入学者選抜において、2年履修課程の募集人員削減や法 科大学院全国統一適性試験の実施取りやめ等の大きな変更を行っており、2021年度入学者選 抜においてもその方法を踏襲している。

また、文部科学省による「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」に対応し、入学者選抜の審査対象となる能力、2年履修課程1次選抜における配点、論文式試験の出題趣旨等を公表すること、配点や採点基準について外部有識者の意見を聴くこと等、入学者選抜における客観性の確保に努めており、3年履修課程・2年履修課程ともに、1次選抜(筆記試験)、2次選抜(書類審査及び口頭試問)において、適切かつ公正な入試を実施した。

なお,2021 年度入学者選抜の実施に際しては,新型コロナウィルス感染症予防対策を徹底するための措置を講じ,試験当日入構時の手指消毒や検温等はもちろんのこと,従来,2年履修課程及び3年履修課程の筆記試験や口頭試問は同一日に実施していたところを,それぞれ別の日に実施し,受験者の座席配置も十分な間隔を開けて分散させるなど工夫した。その結果,感染拡大等の事態を招くことなく,無事に入学者選抜を完遂できた。

#### ア 実施方法

2021年度入学者選抜については、2年履修課程と、3年履修課程とを区別して、下表に掲げる方法により実施した。

	3年履修課程	2年履修課程			
募集定員	10 名	30 名			

#### 受験資格

- ・以下のいずれかに該当していること(2年履修課程,3年履修課程共通)
- (1) 日本の大学を卒業した者及び 2021 年 3 月末日までに卒業見込みの者 (学校教育法第 89 条の規定による者(以下「早期卒業者」という) については、後記「4 出願資格の事前審査」のとおり事前に資格審査を行う。
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者及び2021年3月末日までに授与される見込みの者[大学改革支援・学位授与機構(大学評価・学位授与機構)から学士の学位を授与された者及び授与される見込みの者]
- (3) 外国において学校教育における 16年の課程を修了した者及び 2021年3 月末日までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する ことにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者及び 2021年3月末日までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び 2021 年3月末日までに修了見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び2021年3月末日までに修了見込みの者
- (8) 文部科学大臣の指定した者〔(昭和 28 年文部省告示第 5 号) 旧大学令による大学,各省庁組織令・設置法による大学校を卒業した者等〕
- (9) 大学に3年以上在学し,又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、若しくは我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、大学院の当該研究科の教授会においてあらかじめ定めた単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (10) 本法科大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者〔大学教育修了までの学校教育の課程が 16年に満たない国において大学教育を修了した者で、大学教育修了後、日本国内又は国外の大学若しくは国立大学共同利用機関等これに準ずる研究機関において研究生、研究員等として相当期間研究に従事している者等〕

#### 選抜方法

•一次選抜:筆記試験

小論文試験を行い,既存の文章を論 理的に理解・分析するとともに自ら思 考した内容を的確に文章化する能力 を備えているかを審査

・二次試験:書類審査・面接試験 法科大学院での教育を受けるため に必要な適性及び能力を備えている かを審査

#### •一次選抜:筆記試験

憲法,民法,刑法については,論述 式試験を行い,法律学の基礎的知識を 前提とした問題分析力・思考力・文章 表現力を備えているか審査し,民事訴 訟法,刑事訴訟法については短答式試 験を行い,法律学の基礎的知識を有し ているかを審査

・二次試験:書類審査・口頭試問 法科大学院での教育を受けるため に必要な適性及び能力を備えている かを審査

#### イ 実施結果

2020 年度入学者選抜状況は、下表のとおりである。競争倍率は、3年履修課程3.44倍、2年履修課程2.13倍、合計2.35倍であった。

	3年履修課程	2年履修課程
募集定員	10名	30名
出願者数	28 名	87 名
第一次選抜受験者数	26 名	76 名
第一次選抜合格者数	19 名	52 名
第二次選抜受験者数	16名	50名
最終合格者数	6名	32 名
入学者数	5名	20名

# 6 標準修了年限

3年

※ ただし、2年履修課程の入学者選抜を合格した者については、法学既修者と認定し、修 了年限を1年短縮している。

#### 7 教育課程及び教育方法

#### (1)教育課程

2020年度におけるカリキュラム (2020年度入学者に対して適用される。) は,以下のとおりである。

# 【3年履修課程】

			未修1年前期	未修1年後期	未修2年前期	未修2年後期	未修3年前期	未修3年後期		'要件 位数		
		公法系	憲法1	憲法2	憲法総合1 行政法	行政法総合1				》修 単位		
必修	法律基本科目	律基本科	律基本科	民事系	民法1 民法2 民法3 法学入門演習 商法1	民法4 民事法入門演習 民事訴訟法1 商法2	民法総合1 民事訴訟法総合1	民法総合2 商法総合1	民法総合3 民法総合4 民事訴訟法総合2 商法総合2			修単位
計		刑事系	刑法1 刑法2	刑法3 刑事訴訟法	刑法総合1 刑事訴訟法総合1	刑法総合2				》修 単位		
		基実礎務			民事訴訟実務の基礎	刑事訴訟実務の基礎 法曹倫理				修		
	必修	単位数	16単位	14単位	14単位	12単位	8単位		64 <u>ì</u>	単位		
	法	公法系				憲法総合2 行政法総合2	行政法総合3	公法総合演習		/		
	律基本科	民事系			民事法演習商法総合3	民事訴訟法2	民事法演習商法総合3	民法演習 商法総合演習	/			
	B	刑事系			刑事訴訟法演習	刑法演習 刑事訴訟法総合2	刑事訴訟法演習					
星	科目	実 計務 計基 礎				租税訴訟実務の基礎 エクスターンシップ 民事裁判演習	検察実務 エクスターンシップ 模擬裁判 法文書作成	民事裁判演習	選択 4 単位 以上			
<b>P</b>	隣基	法基 系礎		法社会学 法哲学 アメリカ法 経済と法								
	隣接 接 科 目	科階		政治学	│ 持殊授業1 政治学特 │	殊授業2 会計学 系	 統計学 		4 単位 以上			
計		公法系				比較憲法 租税法1 経済法1 国際法1	情報法 租税法2 経済法2 国際法2	比較憲法地方自治法		選 2 単 以		
	展開				消費者法	倒産法1	倒産法2	企業法務				
	用・先端科目	民事系				知的財産法1 労働法 環境法 国際私法	知的財産法2 社会法総合演習 消費者法 国際取引法	環境法	選択 12 単位 以上			
		刑事					経済刑法	医事刑法				
		系						刑事政策				
		他 の						リサーチ・ペーパー				
	年間の 履修登録 制限単位数		40	単位	年間の 髪修登録 40単位 40単位 44単位				【修了 97単(			

# 【2年履修課程】

			既修訂	認定部分	既修1年前期	既修1年後期	既修2年前期	既修2年後期		要件 位数
		公法系	憲法1	憲法2	憲法総合1	行政法総合1				》修 単位
必修	法律基本科目	民事系	民法1 民法2 民法3 法学入門演習	民法4 民事法入門演習 民事訴訟法1	民法総合1 民事訴訟法総合1 商法(4単位)	民法総合2 商法総合1	民法総合3 民法総合4 民事訴訟法総合2 商法総合2			修単位
科		刑事系	刑法1 刑法2	刑法3 刑事訴訟法	刑法総合1 刑事訴訟法総合1	刑法総合2				》修 単位
		基実 礎務			民事訴訟実務の基礎	刑事訴訟実務の基礎 法曹倫理				修单位
	必修	単位数	(14単位)	(12単位)	18単位	12単位	8単位		64	単位
	法	公法系		•		憲法総合2 行政法総合2	行政法総合3	公法総合演習		/
	/ 律基本科	民事系			民事法演習 商法総合3	民事訴訟法2	民事法演習 商法総合3	民法演習 商法総合演習	/	
	B	刑 事 系			刑事訴訟法演習	刑法演習 刑事訴訟法総合2	刑事訴訟法演習			
<b>强</b>	科目	実 <b>  務</b>   基				租税訴訟実務の基礎 エクスターンシップ 民事裁判演習	検察実務 エクスターンシップ 模擬裁判 法文書作成	民事裁判演習	選択 4 単位 以上	
沢	隣基 接礎	法基 系礎				法社会学 法哲学	アメリカ法 経済	上法	選択	
	科法目学	科 目 接 系			政治学特	{ 持殊授業1 政治学特績	 殊授業2 会計学	{ 統計学 ·	単位 以上	
料 目		公法系				比較憲法 租税法1 経済法1 国際法1	情報法 租税法2 経済法2 国際法2	比較憲法 地方自治法		選担 25 単位 以_
	展開・先端科目	民事系			消費者法	倒產法1 知的財産法1 労働法 環境法 国際私法	倒產法2 知的財產法2 社会法総合演習 消費者法 国際取引法	企業法務環境法	選択 12 単位 以上	
		刑事系					経済刑法	医事刑法刑事政策		
		他の						リサーチ・ペーパー		
	履修	間の §登録 単位数	(26	6単位)	421	単位	44	単位	【修了 97单位 (入学	位以.

カリキュラムの改善・改革は継続的に実施しており、2020年度より「民事法演習」を新たに 開講するとともに「刑事裁判と事実認定」の科目名を「検察実務」に変更し、教育の充実を図 った。また、2021年度より、「商法2」の配当年次の見直しを行うこととしている。

#### (2)教育方法

2020 年度は新型コロナウィルスの感染状況を踏まえ、エクスターンシップ以外の科目については原則としてオンライン授業を実施した。本法科大学院では、各授業における教育方法として、①原則として、質疑応答を含んだ講義とし、出席者の少なくとも 1/5 以上に指名して発言させること(ただし、3年履修課程1年次の科目及び選択科目の講義については、必ずしも質疑応答を含んだ講義とする必要はなく、科目の特性に応じた講義を行うこととする。)、②3年履修課程1年次の講義については、予習・復習について十分に説明を加えた上で、適切な指導を行うこと、が申し合わされているが、オンライン授業においても、全ての授業において、この申し合わせに従った適切な教育方法が実施された。なお、選択科目の一部においては、いわゆるオンデマンド型の授業も実施されたが、その場合でも、レポートの出題等教員学生間の直接の質疑応答に代わる方法で、教員と学生との間の意思疎通を図り、学生の理解度を確認することが行われており、これも上記申し合わせに従った授業であると評価できる。また、「エクスターンシップ」に関しては、「法曹倫理」の受講を前提条件とするのはもちろんのこと、さらに、学生に対して予め説明会を行うことにより守秘義務等について指導を徹底し、終了後には報告書を提出させるなど、適切な教育方法が実施された。

そのほか、2020年度においては、専任教員は、毎週1コマのオフィスアワーを設け、Z00MやLMSを活用して学生の質問等に対応した。さらに、年間12回のFD会議を開催し、教育方法の改善に組織的に努めた。具体的には、毎回のFD会議において各授業科目の実施状況に関する議論、意見交換を実施するなどした。本法科大学院では、教育方法改善のために、教員の相互授業見学を実施しているが、その結果報告は、FD会議の場に上程され、見学者による評価や問題意識等を教員間で共有するシステムを採っている。2020年度においては、前述のとおり、授業がオンライン形式(Z00M会議システム利用)で実施されたが、授業見学も見学者教員がオンラインにて当該授業に参加することにより実施された。

#### 8 成績評価及び課程の修了

#### (1) 成績評価の方法

本法科大学院においては、各授業科目の成績評価は、合否のみの成績判定を行う一部の科目を除き、5 点法をもって行い、2 点以上を合格とすることとしている。また、成績の合格・不合格は、絶対評価により決定することとしている。さらに、合格者の成績については、原則として、4 段階の相対評価によることとし、相対評価の割合については、おおむね、5 を 5 %、4 を 35 %、3 を 40 %、2 を 20 %としている。

2020 年度の授業科目の成績評価は、上記の基準に従い、適正に行われた。なお、2013 年度 及び2018 年度の認証評価を受けて、2020 年度においても引き続き、レポートや授業態度・出 席点の成績評価の扱いについて厳格に行うことをFD会議において周知徹底した。

さらに,2020 年度においても,期末試験の実施に当たっては出題の趣旨,採点基準及び成績評価分布の掲示を行い,教員及び学生に周知するとともに,FD会議において採点基準が遵守

されているかについて確認した。ただし、2020年度前期及び後期期末試験は、新型コロナウィルス感染症対策の観点から、学生を本キャンパスに集合させて実施するいわゆる集合方式を用いることは適切でないとの判断の下、集合方式ではなくオンライン方式を採用した。

また,成績評価に対する学生の不服申立制度も整備しており,成績評価の適正を実現する制度的対応を行った。

#### (2)課程の修了

#### ア 修了要件

修了要件は、以下のとおりである(2020年度入学者)。

- (ア) 修了に必要な単位数
  - 3年履修課程 97 単位
  - 2年履修課程 71 単位
  - ※ なお、2年履修課程については、3年履修課程1年次に配置されている憲法1、憲法2、民法1、民法2、民法3、民法4、法学入門演習、民事法入門演習、民事訴訟法1、刑法1、刑法2、刑法3、刑事訴訟法の計13科目(26単位分)について、修得済みとみなしているため、修了に必要な単位数が少なくなっている。
- (イ) 修了に必要な単位の内訳
  - (a) 必修科目
    - ①法律基本科目:必修 58 単位

#### 【内訳】

- ·公法系科目:必修10単位(下記5科目) (憲法1,憲法2,憲法総合1,行政法,行政法総合1)
- ・民事系科目:必修34単位(下記17科目)
  - (民法1,民法2,民法3,民法4,法学入門演習,民事法入門演習,民法総合1,民法総合2,民法総合3,民法総合4,商法1(※),商法2(※),商法総合1,商法総合2,民事訴訟法1,民事訴訟法総合1,民事訴訟法総合2)※:2年履修課程については,商法1,商法2に相当する科目として商法(4単位)を履修
- ・刑事系科目:必修14単位(下記7科目) (刑法1,刑法2,刑法3,刑法総合1,刑法総合2,刑事訴訟法,刑事訴訟法総合1)
- ②法律実務基礎科目:必修6単位
  - ・民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法曹倫理の3科目
- (b) 選択必修科目
  - ①法律実務基礎科目:4単位以上(ただし必修科目を除く)の履修が必要
  - ②基礎法学・隣接科目:4単位以上の履修が必要
  - ③展開・先端科目:12単位以上の履修が必要
  - ④選択科目として開講される基礎法学・隣接科目,法律実務基礎科目,展開・先端科目から合計で25単位以上の履修が必要

#### イ 2020 年度修了者

2020 年度においては、2016 年度入学3年履修課程の学生が1名、2017 年度入学2年履修課程の学生が1名、2018 年度入学3年履修課程が2名、2年履修課程の学生が2名、2019 年

度入学2年次履修課程の学生が25名,合計31名が修了した。

# 9 学費及び奨学金等の学生支援制度

# (1) 学費

入学金 282,000円 (ただし,東京都在住者は141,000円)

授業料 (年額) 663,000 円

#### (2) 授業料減免

本法科大学院においては,経済的理由により授業料の納付が困難な者を対象にした,①授業 料減免制度,②授業料分納制度がある。

2020年度における利用状況は、下表のとおりである。

	前期	後期
全額免除	12名	11 名
半額免除	1名	2名
分納	3名	3名

#### (3) 奨学金

本法科大学院においては、成績が優れた者を対象とした、大学院生支援奨学金制度があり、2020年度の実績では12名に対して給付(165,000円)を行った。

また,日本学生支援機構の奨学金制度を利用することも可能であり,2020年度の実績では, 第一種として25名,第二種として13名が採用された。

#### 10 修了者の進路及び活動状況

2020 年度修了者数は、3年履修課程3名、2年課程28名、計31名である。この修了のうち、10名が司法試験に合格している。

なお,修了時に予め,修了後の進路に関する調査票を配布するなどして修了生からの連絡を 受け付ける体制を整えるとともに,同窓会組織を通じるなどして,修了生の進路把握に努めて いる。

なお、2019年度以前修了生の進路及び活動状況については、下表のとおりである。

		司法試験合格者									
liter	likto				内	訳			企业	受験。	
修了年度	修了者数	合格者数	合格率	裁 判 官	検察官	弁 護 士	その他・不明	公務員	企業・団体等	受験継続・不明	
2005	41	26	63.4%	6	3	17	0	2	7	6	
2006	61	39	63.9%	3	1	33	2	2	5	15	
2007	55	35	63.6%	1	2	31	1	3	4	13	
2008	53	41	77.4%	2	0	37	2	3	2	7	
2009	65	37	56.9%	2	2	32	1	4	6	18	
2010	59	39	66. 1%	1	0	35	3	4	3	13	
2011	59	40	67.8%	0	2	36	2	3	2	14	
2012	50	39	78.0%	1	3	32	3	0	2	9	
2013	55	30	54.5%	0	2	25	3	5	1	19	
2014	46	26	56. 5%	0	1	24	1	1	2	17	
2015	60	35	58.3%	0	1	32	2	3	4	18	
2016	32	18	56.3%	0	0	12	6	1	2	11	
2017	40	21	52.5%	0	1	13	7	0	1	18	
2018	33	19	57.6%	0	2	5	12	0	1	13	
2019	26	10	38.5%	0	0	0	10	0	0	16	
合計	709	421	59.4%	16	20	364	21	31	41	216	

# 第2. 単年度評価の結果

#### 1 本法科大学院の理念に適った入学者選抜及び教育が実施されていること

#### (1)入学者選抜

アドミッション・ポリシーは,本法科大学院の教育理念及び目的に照らして適切に設定されている上,本法科大学院のウェブサイトやパンフレット,入学者選抜説明会等を通じて広く公表された。

また,入試業務を適正かつ効率的に実施するための責任ある体制として,入試委員会を設置 し,「法科大学院における入学試験実施に関する準則」に従い,公平性及び開放性が確保され た適正な入学試験を実施した。

なお,入学者選抜における多様性を確保するため,社会的活動や志望理由等を記載した調査票を提出させ,多様な人材を獲得するよう努めているが,法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は,2021年入学者では36.0%(2020年度入学者では29.7%)となっている。

#### (2) 学生の在籍状況

収容人員 120 名に対して,2020 年度の在籍者は,留年者を含め80 名であり,前年度比は微増となっている。定員充足率は依然として十分とは言えないが,これは,厳格な入試選抜を実施してきたこと,並びに後述の通り厳格な成績評価,進級判定及び修了判定を行っていることが反映しているものと分析している。

2019 年度入学者選抜より募集定員を見直しており、40名の定員に対し、前年度37名に引き続き37名の入学となっており、定員充足率は92.5%となった。依然として全国的に法科大学院の受験生が減少する中にあって、定員を絞った上で、より厳格な入試を行うことで、一定の基準を満たす学生を確保することができたと考える。

#### (3)教育内容及び教育方法

教育内容について,具体的には,法律基本科目 41 科目,法律実務基礎科目 9 科目,基礎法学・隣接科目 8 科目,展開・先端科目 24 科目が開講され,これは,本法科大学院の教育理念を実現するために必要十分な開講科目であると評価できる。

なお、研究者養成をも目的とするリサーチ・ペーパーの授業科目が開設されており、法科大学院教育の任務として、研究者養成も重視している点が評価できる。この点は、2008年度に引き続き、2018年度の認証評価においても特色のある点として記載されている。

また、すべての開講科目において、適切な教育方法が実施された。具体的には、原則として、質疑応答を含んだ講義とし、出席者の少なくとも 1/5 以上に指名して発言させるようにするという方針が実施された。特に、法律基本科目の授業科目については、教員と学生との双方向型又は多方向型の議論を含んだ授業を、着実に実施した。また、選択科目の講義や3年履修課程1年次の講義など、必ずしも質疑応答を含む講義が最適な授業方法ということができないものについては、講義方法の授業が実施されたが、各科目で、予習・復習事項を適切に指示することをはじめ、オフィスアワー等において、教員と学生との質疑応答の機会を確保することにより、教員と学生との意思疎通を実質的に実現するなど、科目の特性に適った教育が実施された

(なお,選択科目の一部には,オンデマンド方式の授業が行われたが,その場合でも,レポートの提出等双方向性を担保する手段が講じられた。)。

特に,2020年度においても,これまでと同様に,すべての専任教員が週1コマのオフィスアワーを実施し,一人一人の学生に対する個別的な学習指導が実施されたことからすると,本法科大学院が掲げる実質的な少人数制教育,すなわち学生の一人一人を大切にする教育が実施されたと評価することができる。

#### (4) 成績評価, 進級及び修了判定

成績評価についても、学生の受講者数が極端に少ない等の理由により前記「第1.法科大学院の現況」「8 成績評価及び課程の修了」(1)の基準をそのまま適用することが困難であった授業科目を除き、すべての授業科目について、当該基準に則った成績評価が行われた。なお、受講者数が少なく当該基準を適用することが困難であった科目についても、安易に「5」などの高い評点を与えるといった不適切な成績評価が行われた科目はなかった。

また,2018 年度の認証評価において,少数ながら成績評価の在り方について改善を求められた科目があったことから,2020 年度においても,成績評価の分布,成績評価基準等の成績評価の在り方等について,FD 会議において再確認し,厳格な成績評価基準について教員間で改めて周知徹底を図った。

再試験については、本法科大学院において実施したことはないが、やむを得ない事情から期 末試験を受験できなかった者に対する追試験については、FD会議において厳格な取扱いをす るよう再確認している。なお、2020 年度において追試験が実施された科目はなかった。さら に、平常点の扱いについても厳格、公平な扱いとなるよう教員間で日常的に確認している。

進級制度については、2009 年度より導入し、1年次から2年次に進級するためには必修科目28単位のうち24単位以上、2年次から3年次に進級するためには、3年履修課程では必修科目28単位のうち24単位以上、2年履修課程では必修科目30単位のうち26単位以上(必修科目に単位数4の科目が含まれている場合は24単位以上)を履修しなければならないとするなど、厳格な進級要件を課している。また、2014年度からは、3年履修課程において2年次から3年次に進級するためには、1年次の必修科目をすべて修得していなければならないこととし、より厳格な進級要件を課している。

修了判定についても、以上の厳格な成績評価並びに進級制度を前提として行われるため、厳格に実施されたものと評価することができる。

#### (5) 修了者の進路及び活動状況

2020年度に修了した31名を含めた88名のうち,24名(29.6%)が2021(令和3)年司法試験に合格しており、本法科大学院の教育が成果をあげているということができる。引き続きさらに教育内容の充実を図っていく必要がある。

また、修了生の進路状況をより詳細に把握していくため、2014 年度には全修了生(2013 年度以前)を対象にした個別郵送調査を実施したところであり、2019 年度は 2017 年度に続き、進路が不明な修了生を対象に個別郵送調査を実施した。また、本法科大学院においては従来、修了時に予め、修了後の進路に関する調査票を配布するなどして修了生からの連絡を受け付ける体制を整え、法曹以外の分野も含めた幅広い進路状況の把握に努めたところであり、2020 年

度においても、同方法により、引き続き修了生の進路状況の把握に務めた。

#### 2 教育内容及び教育方法の改善に努めていること

2020 年度においては、民事法演習を新たに開講するとともに「刑事裁判と事実認定」の科目名を「検察実務」に変更するなどの、カリキュラムの見直しを行った。また、司法試験の在学中受験を見据えた 2022 年度からの新カリキュラムの検討を進めた。

そのほか、教育内容に関する事項として、3年履修課程においては、1年次に「法学入門演習」、「民事法入門演習」を必修科目として開講し、きめ細やかな指導を行うことにより、未修者教育の充実を図っている。

また、従前と同様、合計 12 回の FD 会議を開催し、各回において授業方法の検討がされており、2020 年度においては、オンライン授業の実施に伴い、教育方法や期末試験の実施方法等について例年以上に時間を割いて議論を行うなど、日常的かつ組織的に、改善に努めたと評価することができる。特に、教員が相互に授業見学を行い、FD 会議で報告することによって、授業方法の改善を実現する制度を継続的に運用している点は、評価すべきである。

さらに、これらの会議の中で、公法系科目、民事系科目、刑事系科目の分類に従い、授業担当者間で授業内容に関する相互の情報交換・議論を密に行う必要がある旨の意見が出されていたところであるが、2020年度においても、授業内容に関する精査など、具体的な検討を行った。

#### 3 教員組織の充実及び教育研究環境の充実に努めていること

2020 年度においては、専任教員が13名(みなし専任教員等を含む)という教員組織となったところであるが、この数は、本法科大学院の学生数(収容定員120名)に鑑みると、最小限の教員組織である。現在も、個々の教員の努力により法科大学院の適切な運営がされていると評価できるが、専任教員又は兼担教員の充実等を継続的に行っていくことが、望まれるところである。

また,2020 年度における各教員の授業負担は,基本的に適切であると評価することができ,教育と研究をバランス良く実施することができる環境が,一定程度,確保されていると考えられる。ただし,今後,実務系科目の一層の拡充や,3年履修課程の教育の充実など,さらなるカリキュラムの改善を図っていくためには,現在の教員体制でこれらの整備を行うことは困難である。この点に鑑みると,やはり教員組織の充実(専任教員,兼担教員の充実。場合によっては,兼任教員の依頼により,対応することも考えられる。)等を,さらに検討していくべきである。

学部教育との連携が強く求められていることに加えて,東京都立大学大学院において法律学分野と共に政治学分野を研究対象とする法学政治学研究科に属することの利点を活かし,政治学分野を専門とする教員とのより密接な協力関係を維持しつつ,カリキュラムの検討を進めていく必要がある。

その他教員の教育研究環境の充実については、現在、「TKC ローライブラリー」、「D1-Law.com (第一法規法情報総合テータベース)」、「LLI 統合型法律情報システム」などのデータベースが利用可能であり、多くの法律情報に対して電子的にアクセス可能な設備が整っていると評価することができる。

また,本法科大学院では,専門分野に関する教育研究能力の更なる向上を目的とする特別研究期間制度が導入され,これにより,今後より一層の教育効果が期待されるところである。

#### 4 学生の学習、生活及び就職等の支援に努めていること

#### (1) 学習支援

学習支援としては、これまでも、入学前に実施している科目履修ガイダンスや、4月に実施している履修相談会、専任教員が毎週1コマ設置しているオフィスアワーなどを通じて、学生の履修相談、学習相談に対応しているところである。また、補助教員として3名の助教を配置し、学生からの質問等を受け付け、相談等に応じている。

そのほか、同窓会組織と連携し、法曹資格者や司法修習生などの修了生による学習相談会を 定期的に開催しており、その中でも、進路に関する事項、学生生活に関する事項、学習方法等 についての各種の相談に対応している。

2020 年度においては、新型コロナウィルス感染症対策の観点から、参加者を本キャンパスに集合させて行ういわゆる集合方式を採用することが困難であったため、科目履修ガイダンスは学生に資料を送付する方法で行い、履修相談会や同窓会主催の学習相談会等については開催を見送った。また、同様の理由から、オフィスアワーも、対面方式での実施を見合わせ、ZOOMやLMSを利用して実施した。

#### (2) 施設・設備の充実

施設・設備の充実として、従前より学生の学習環境の充実を図るため、図書室の日曜開室・空調の整備、自習室の拡充等を行ってきたが、2020年度においてもこれを維持するとともに、教室の什器・器機等の充実などを行った。ただし、学生の利用面では、新型コロナウィルスの感染状況を踏まえ、キャンパスへの立ち入り制限や一部施設の利用制限を行った。

また、法科大学院図書室の蔵書の拡充も行い、学生からの希望図書の受入れにも努めた。ただし、法科大学院図書室の蔵書は、法科大学院教育という観点からは十分なものであるが、法科大学院の教員の研究環境という観点からはまだ不十分であり、この点、今後も、蔵書の拡充が必要であると考えられる。

図書室に隣接した PC 室においては 28 台の PC 及び 2 台のレーザープリンタを設置し、図書室開室時間内に学生が自由に PC を使用し、「TKC ローライブラリー」、「D1-Law. com」等のデータベースにアクセスすることが可能な環境を提供している。2020 年度においては、学生のキャンパスへの立ち入りが制限されたことに伴い、学生に対して D1-Law. com の学外利用が可能な個別アカウントを付与した。なお、TKC ローライブラリーや LLI 判例秘書については、従来より、学生の学外利用が可能な個別アカウントを付与している。

以上の点に鑑みると,2020年度においても,着実に,施設,設備等の充実に努めたと評価することができる。

#### (3) 生活支援等

まず、学生の経済的支援として、学内の授業料減免・分納制度、日本学生支援機構による奨学金制度があるが、これらは 2020 年度においても維持され、多くの学生に利用されている。

また,学内の奨学金制度として,大学院生支援奨学金があり,本法科大学院においては,2020 年度の実績では12名に対して給付(165,000円)を行った。

さらに、学生支援の観点から、学生相談室に臨床心理士の資格を有するカウンセラーが配置されており、2013年度に引き続き、2018年度の認証評価においても優れた点として評価され

たところであるが、2020年度においても同様の措置を継続し、多くの学生に利用されている。 2015年度からは、看護師が週4日保健室に常駐する体制を整備し、応急手当のみならず、身体や健康に関する相談にも対応するなど、さらなる学生支援の充実を図っている。

なお、臨床心理士の資格を有するカウンセラーによる相談や、保健室の利用のしやすさは、 2018 年度の認証評価において、学生の生活支援の優れた点として評価されている。

2020 年度においては、新型コロナウィルス感染症予防対策の一環として、キャンパス内の学生相談室や保健室の開設が制限された時期もあったが、その間でも、適宜学生のストレスや不安等に対処できるよう、電話相談を受け付けるなどの対策が講じられた。

#### (4) 就職支援

就職支援としては、学内に情報提供のための掲示板を設置し、求人情報(国家・地方公務員、各種公共団体及び企業等)のほか、合同会社説明会、官庁・弁護士会等が主催する就職説明会等の情報を学生に提供している。

また、同窓会OB組織主催の講演会を学内で開催し、現役裁判官、検察官及び弁護士等による有益な情報提供も行っている。

そのほか、日本弁護士連合会と連携して法テラススタッフ弁護士、公設事務所弁護士についてのガイダンス、企業内弁護士に関するセミナーを開催するとともに、法曹向けの就職支援サイトを運営する民間事業者と連携してキャリアデザインに関する講演会を開催し、学生への情報提供に努めている。

2020 年度においては、新型コロナウィルス感染症の影響により、講演会やガイダンス等の一部のイベントは実施できなかったが、2021 年度はオンラインでの開催を検討するなど、さらなる情報提供の充実に向けて取り組む所存である。

#### 5 2020 年度の法科大学院の総括

以上の点より、自己点検・評価委員会は、2020年度の法科大学院の教育その他の活動は、法科大学院の理念に適った適切なものであったと評価する。2018年度の認証評価結果においても、法科大学院評価基準に適合しているとの評価を得ている。このため、2021年度においても、法科大学院の活動がより適切なものとなるよう引き続き努めて参りたい。

なお, 改善すべき点として特に検討すべきは, 教員組織の充実等を含めた体制の整備を挙げる ことができよう。

また、授業内容の更なる改善については、継続して検討する必要があると認識している。相互授業見学、学生アンケートをはじめとしたFD活動を、教育改善に活用すべく努めたい。

2021 年度以降, 学部との法曹養成連携協定 (いわゆる法曹コース) の推進, 司法試験制度の変 更など法科大学院入試を取り巻く状況が激変していることに鑑み, 今後, 具体的な実施方法を含 めたカリキュラムを始めとする改善・整備を図っていく必要があるものと認識している。

# 第3. 外部評価結果について

#### 1 外部評価の概要

2020 年度東京都立大学法科大学院の自己点検・評価の結果について,法科大学院自己点検・評価委員会は,専攻会議の決定を経て今井和男弁護士を外部評価委員として選出し,2020 年度の本法科大学院の活動に対する自己点検・評価の結果について,検証を依頼した。具体的には,法科大学院自己点検・評価委員会2020年度自己点検・評価結果を今井和男委員に報告し,当該報告に基づき,今井和男委員が,その他の必要な資料等を参照しつつ検証を行い,外部評価委員意見を作成した。

#### 2 外部評価委員意見

- (1) 東京都立大学法科大学院の2020年度における活動は、おおむね、東京都立大学自己 点検・評価委員会の評価結果どおり、その理念・目的に沿った妥当なものであったと評 価することができると思料します。
- (2) 東京都立大学法科大学院における 2020 年度の活動の中で、特に優れていると評価で きる点としましては、新型コロナウイルス感染症への対応が求められた状況下にあっ ても,従来と同様,適切な少人数教育(双方向又は多方向型授業を中心とした教育)を 実施したことが挙げられます。2020年度は例年と異なりオンライン授業が中心となり ましたが,少人数・双方向(多方向)授業の実践に関しては,対面授業時と同等の水準 が確保されており, 法学未修者を対象とした一部の科目を除き, 原則として質疑応答を 交えた講義とし、出席者の一定割合以上を指名して発言させるようにするなど、引き続 き少人数による双方向又は多方向型の講義が徹底して行われました。また, 専任教員の オフィスアワーについても、ZOOM や LMS を活用して毎週1コマ以上実施されており、 いわばマンツーマンといえるような学生一人ひとりを大切にする教育が実施されてい ることは高く評価できます。加えて、毎月行われる FD 会議においては個々の学生の履 修状況や課題が活発に議論され、さらに、成績不振者には個別に指導するなど、コミュ ニケーションと信頼関係を重視した、心の通った真の少人数教育が実践されています。 こうした一人ひとりを見つめた教育が行われていることは,司法を担う法曹に必要な 資質として, 豊かな人間性や感受性, 幅広い教養と専門的な法律知識などを有する人材 の養成を図るという、法科大学院教育の本来のあり方を実践しているものとして高く 評価できます。まさに、法科大学院での教育は本来どうあるべきかという原点を忘れな いスタンスを守っていると言えます。
- (3) 入学者選抜においては、引き続き3年履修課程、2年履修課程ともに面接試験を実施し、法曹人材としての適格性等をも審査している点は、優秀な法曹人材の確保への情熱が感じられ、高く評価できます。また、新型コロナウイルスへの対応として、2年履修課程と3年履修課程の試験日をそれぞれ別の日に設定し、受験者同士が十分な間隔を保った状態で受験できるよう試験室の配置を工夫したほか、試験当日の検温・消毒等にも配慮した結果、感染爆発等の問題を引き起こすことなく無事に入学者選抜を実施したことも評価できます。優秀な学生の確保をするためにやむを得ないところはあるものの、入学者が定員を下回ったことについては、そもそも法科大学院進学希望者が減少

している現状ではやむを得ない面もあるのではないかと拝察しますが,今後,原因を検証し対応策を検討するなど,何らかの対応が望まれます。

- (4)教育カリキュラムについては、内容はもとより、開講時期や配当学年の見直し等も含め、継続的にカリキュラムの改善を行っていること、また司法試験の在学中受験を見据えた2022年度からの新カリキュラムの検討を始めたことは評価できます。実務系科目については、例えば、民事訴訟手続でも、現場の実務では学問としての民事訴訟法と運用が異なる場合もあるなど、このような点は法曹教育において重要であると考えていますが、多くの実務家教員が科目を担当することにより、学生が実践的な知識を得る機会を持てることは特に評価に値します。なお、東京都立大学法科大学院の実務家教員の多くは修了生とのことであり、これはとてもよい循環であると感じます。また、実際に法律事務所等の協力を得て行われるエクスターンシップは約半数の学生が履修し、紛争の実態や法文書作成実務等に触れることができますし、現役裁判官の方が「民事訴訟実務の基礎」、「民事裁判演習」、「刑事訴訟実務の基礎、」「模擬裁判」等の科目を担当していることと合わせ、知識の習得だけではなく、法曹をより強く意識し、学習効果を高めるという効果も考えられます。これらは今後もぜひ継続されることを望みます。
- (5) 学生支援面については、従来に引き続き、修了生用の自習室が整備されていることが 特筆に値します。修了後も引き続き学内で学習できる環境が整備されることで、教員と 学生との信頼関係がより醸成されるものと思料します。2020 年度は新型コロナウイル スの影響により、学生のキャンパスへの立ち入りが制限されましたが、自宅等でも学習 をしやすくするために、D1-Law. com を学外から利用できるようにしたことは評価でき ます。また、学生の心身の不調が懸念される中、臨床心理士による相談をオンラインで 対応したことは高く評価できます。同窓会組織と連携して、法曹資格者や司法修習生な どの修了生による学習相談会や講演会については、2020 年度は残念ながら開催がされ ませんでしたが、修了生と在学生が連携できることや、法曹の道を歩んでいる修了生の 声を直接聞けることは、学生が高いモチベーションを維持するうえでも大きな効果が あると考えられるため、2021 年度はオンライン等多様な方法を工夫して積極的に開催 されることを望みます。
- (6) 修了者の進路及び活動状況を把握することは困難な面も多いと思われますが、引き続き、修了生の進路状況の把握に努めていることは評価できます。今後はさらに、輩出した修了生の活動状況を分析し、本法科大学院の教育理念が達成されているか、社会貢献に寄与しているかなど詳しく検証されることを期待します。
- (7) 教員組織面では、従来に引き続き、経験豊富で優秀な実務家教員を確保しており、研究者教員ともに、質の高い充実した講師陣を確保していることは、理論と実務の架橋を目指すという法科大学院本来の教育にかなうものであり、評価できます。しかしながら、今後、さらなるカリキュラムの改善を図っていくためには、教員組織の充実についても検討していくことが望まれます。
- (8) 東京都立大学法科大学院の特筆すべき利点として「雰囲気の良さと暖かさ」が引き続き挙げられます。図書館のキャレルの充実、各フロアに設置された談話スペースに代表される学習環境の素晴らしさは、学生の勉学意欲を最大限引き出すのに大きな効果を

上げていると考えられます。また、多数のゼミ室や広々とした図書室など東京都立大学 法科大学院の空間全体が、学生にとって何より重要な自由闊達な相互研鑽の勉学環境 を確保し、本法科大学院の基本理念である学生一人ひとりの個性を尊重する教育の実 践につながっているものと評価できます。学生の勉学意欲を引き出すこのようなアッ トホームな環境づくりは、学生、教員、事務局が三位一体となった風土、一体感によっ て支えられているとの印象を強く受けています。

なお、2020 年度は新型コロナウイルス感染症への対応として、これら施設の利用も制限せざるを得なかったということですが、感染状況の落ち着きに伴い、感染症予防対策を講じつつ学生の施設利用範囲を広げるよう努めたことは、適切であったと評価できると思われます。

(9)以上のとおり、本法科大学院はカリキュラム、学習環境整備の両面において継続した不断の改善努力を行っていることは明らかです。しかしながら、法科大学院全体として志願者の減少という課題があります。また、コロナ禍の中での教育の在り方の検討や司法試験制度の改革に伴い、2022年度にはカリキュラムの大幅見直しが必須となります。このような環境にあっても、教育クオリティーの向上を今後も期待するところであります。

# 第4. 教員の業績及び社会貢献活動

# 《専任教員》教授 饗庭 靖之(民法・実務家教員)

#### 1 略歴

1979年 東京大学法学部卒業・学士(法学)取得

1979 年 農林水産省勤務 (~1996 年)

1998年 弁護士登録, 光和総合法律事務所(~2013年)

2004年 東京都立大学法科大学院講師

2005年 首都大学東京(現東京都立大学)法科大学院教授

2014年 首都東京法律事務所

# 2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間及び本年度の担当授業科目)

2016年度 「民法総合3」「倒産法1,2」「環境法」「法曹倫理」

「エクスターンシップ」

2017年度 「民法総合3」「倒産法1,2」「環境法」「法曹倫理」

「エクスターンシップ」

2018年度 「民法総合3」「倒産法1,2」「環境法」「法曹倫理」

「エクスターンシップ」

2019年度 「民法総合3」「倒産法1,2」「環境法」「法曹倫理」

「エクスターンシップ」

2020年度 「民法総合3」「倒産法1,2」「環境法」「法曹倫理」

「エクスターンシップ」

#### 3 研究活動(過去5年間について)

#### (1) 論文・判例評釈等

「生命保険における資産運用成果の契約者への還元について」

(単著, 2017年11月・12月,『NBL』, 商事法務)

「社会保険制度についての提言」

(単著, 2018 年 1 月, 『法学会雑誌』58 巻 2 号, 首都大学東京法学会)「租税における公平の実現」

(単著,2019 年 1 月, 『法学会雑誌』59 巻 2 号, 首都大学東京法学会)「地球環境としての森林の保全」

(単著,2020年1月,『法学会雑誌』60巻2号,首都大学東京法学会)

4 学外での公的活動, 社会貢献活動等

1998 年 4 月から弁護士として活動し、全国中小企業団体中央会中小企業組合検定試験委員、原子力損害賠償紛争審査会専門委員、大磯町参与等の経歴も有する。

# 《専任教員》教授 木村 光江(刑法)

#### 1 略歴

1979年 東京都立大学法学部卒業

1983年 東京都立大学社会科学研究科修士課程修了

1984年 東京都立大学法学部助手

1987年 東京都立大学法学部助教授

1992年 東京都立大学法学部教授

2001年 博士(法学) (東京都立大学)

2004年 東京都立大学法科大学院教授

2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)

2016 年度 「刑法 2」「刑法 3」「刑法総合 1」「刑法総合 2」

2017年度 「刑法 2」「刑法 3」「刑法総合 1」「刑法総合 2」「経済刑法」

2018 年度 「刑法 2」「刑法 3」「刑法総合 1」「刑法総合 2」「経済刑法」

2019 年度 「刑法1」「刑法2」「刑法総合1」「刑法総合2」「経済刑法」

2020 年度 「刑法総合 1」「刑法総合 2」「経済刑法」

3 研究活動(過去5年間について)

#### (1) 著書

「演習刑法(第2版)」

「刑法(第4版)」

「条解刑法(第4版)」

(単著, 2016年, 東京大学出版会)

(単著, 2018年, 東京大学出版会)

(共著, 2020年, 弘文堂)

#### (2) 論文

「現代社会と財産犯の保護法益」

(単著, 2016年, 『法学会雑誌』 56巻1号, 東京都立大学法学会)

「利殖勧誘事犯と改正金融商品取引法」

(単著, 2016年, 『捜査研究』785号, 東京法令出版)

「準強姦罪、準強制わいせつ罪―地位・関係性の利用」

(単著, 2016年,『研修』818号, 誌友会事務局研修編集部)「「欺く行為」における「重要な事実」の判断基準」

(単著,2017年,『山中敬一先生古稀祝賀論文集(下巻)』,成文堂) 「利殖勧誘詐欺と消費者の保護」

(単著, 2017年, 『長井園先生古稀記念論文集』, 信山社出版) 「行為者の性的意図と強制わいせつ罪の成立要件」

(単著, 2018年, 『2017年度重要判例解説』, 有斐閣) 「強制わいせつ罪における性的意図」

(単著, 2018年,『日髙義博先生古稀祝賀論文集』,成文堂)「刑法(性犯罪処罰規定)改正成立」

(単著, 2019年, 『法学教室』463号, 有斐閣)

「利殖勧誘詐欺と消費者の保護」

(単著, 2019年, 『先物・証券取引被害研究』40号, 先物取引被害全国研究会) 「強制わいせつ罪における『性的意図』」

(単著, 2020年, 『判例評論』 2440号, 判例時報社)

「自動運転と刑事過失」

(単著, 2020年, 『池田修先生・前田雅英先生退職記念論文集』, 弘文堂) 「宗教団体による違法な勧誘行為―『法の華三法行』事件(刑事責任)」

(単著,『消費者法判例百選(第2版)』,有斐閣) 「準強制性交等罪・準強制わいせつ罪における『抗拒不能』」

(単著, 2020年,『研修』868号, 誌友会研修編集部) 「第三者の行為の介在と因果関係(3)」

(単著, 2020年,『刑法判例百選 I (総論) (第 8 版)』,有斐閣) 「集合住宅の共用部分への立入り」

(単著, 2020年,『刑法判例百選Ⅱ(各論)(第8版)』,有斐閣)「我が国の人身取引犯罪とアメリカ人身取引報告書」

(単著, 2020年,『罪と罰』58巻1号, 日本刑事政策研究会) 「法学教室プレイバック 刑法分野」

(単著, 2021年, 『法学教室』 484号, 有斐閣)

# 4 学外での公的活動,社会貢献活動等

日本刑法学会会員。

最高裁判所・簡易裁判所判事選考委員会委員,最高裁判所・司法修習委員会委員,防衛省・ 防衛人事審議会委員,文部科学省・中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会委員, 財務省・関税等不服審査会委員,大学評価・学位授与機構・法科大学院認証評価委員会委員, 厚生労働省・医療関係職種行政処分審査会委員,法務省・法制審議会刑事法部会委員, 東京都・情報公開審査会委員/個人情報保護審査会委員,東京都・青少年問題協議会委 員,警察庁・警察政策評価研究会委員,警察庁委託調査研究・技術開発の方向性に即し た自動運転の実現に向けた調査検討委員会委員,内閣府・青少年インターネット環境の 整備等に関する検討会委員等を歴任。

# 《専任教員》教授 伊永 大輔(経済法)

#### 1 略歴

- 1999 年 慶応義塾大学法学部卒業
- 2005年 慶応義塾大学法学研究科公法学専攻(博士課程)
- 2005年 公正取引委員会事務総局審査局企画室審査専門官
- 2007年 公正取引委員会競争政策研究センター研究員
- 2008年 公正取引委員会事務総局経済取引局企画室課長補佐
- 2011年 広島修道大学法務研究科准教授
- 2015年 広島修道大学法務研究科教授
- 2016年 オックスフォード大学法学部・法学研究科客員研究員
- 2017 年 広島修道大学法学部·法学研究科教授
- 2020年 東京都立大学法学政治学研究科教授
- 2 本法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)2020年度 「独占禁止法1」
- 3 研究活動(過去5年間について)

#### (1) 著書

「法律学小辞典〔第5版〕」

(分担執筆, 2016年, 有斐閣)

「独占禁止法〔第3版〕」

(共著, 2018年, 商事法務)

「課徴金制度:独占禁止法の改正・判審決からみる法規範と実務の課題」

(単著, 2020年, 第一法規)

「独占禁止法〔第4版〕」

(共著, 2020年, 商事法務)

「論点体系 独占禁止法〔第2版〕」

(分担執筆, 2021年, 第一法規)

#### (2) 論文

「課徴金制度における基本的考え方 第8回 当該商品・役務の売上額(2)」

(単著, 2016年, 公正取引 784号)

「課徴金制度における基本的考え方 第9回 当該商品・役務の売上額(3)」

(単著, 2016年, 公正取引 786号)

「課徴金制度における基本的考え方 第 10 回 課徴金制度の在り方に関する論点整理」 (単著, 2016 年, 公正取引 794 号)

「課徴金制度の来し方行く末: その法的性格が導くものは何か」

(単著, 2017年, 日本経済法学会年報38号)

「排他的リベートによる「市場支配的地位の濫用」の新展開: E U競争法における効果 重視の分析アプローチをめぐる法理論」 (単著, 2017年, 修道法学 39号)

「大規模小売業告示から見る優越的地位濫用規制のあり方:優越ガイドライン及びトイザらス審決における不当な返品・減額の分析を踏まえて」

(単著, 2017年,『経済法の現代的課題』有斐閣)

「課徴金制度における基本的考え方 第11回 私的独占と対価要件」

(単著, 2017年, 公正取引 799号)

「課徴金制度における基本的考え方 第12回・完 残された課題と将来像」

(単著, 2017年, 公正取引 801号)

「デジタルエコノミーと競争法 第1回 破壊的技術革新と競争法・競争政策」

(共著, 2017年, 公正取引 802号)

「優越的地位濫用の規制趣旨と要件該当性:トイザらス事件」

(共著,2017年,『独禁法審判決の法と経済学: 事例で読み解く日本の競争政策』 東京大学出版会)

「デジタルエコノミーと競争法 第2回 データと競争法・競争政策」

(共著, 2017年, 公正取引 804号)

「デジタルエコノミーと競争法 第3回 多面市場・プラットフォームビジネスと競争 法」 (共著, 2017 年, 公正取引 806 号)

「デジタルエコノミーと競争法 第4回 最恵国待遇(MFN)条項と競争法」

(共著, 2018年, 公正取引 808号)

「デジタルエコノミーと競争法 第5回 アルゴリズム・AI(人工知能)と競争法 」

(共著, 2018年, 公正取引 810号)

「デジタルエコノミーと競争法 第6回 技術革新と競争法・競争政策: 事業分野別の 議論状況」 (共著, 2018 年, 公正取引 812 号)

「デジタルエコノミーと競争法 第7回 Eコマースの競争法・競争政策への示唆(上)」 (共著, 2018 年, 公正取引 816 号)

「デジタルエコノミーと競争法 第 8 回・完 E コマースの競争法・競争政策への示唆 (下)」 (共著, 2018 年, 公正取引 818 号)

「課徴金制度における「具体的競争制限効果」の意義と機能: 「当該商品又は役務」の 法的概念の再定位」 (単著, 2019 年, 慶應法学 42 号) 「プライバシー侵害は競争法違反となるか: EU におけるデータ保護法制(GDPR)と競争 法の交錯」 (単著, 2019 年, 法律時報 91 巻 5 号)

「課徴金制度の改正:令和元年改正の評価と課題」

(単著, 2020年, 法律時報 92巻 3号)

「独占禁止法における「同意」:優越的地位濫用規制を中心に」

(単著, 2020年, NBL1167号)

「Brexit による英国及び EU の競争法への影響:カルテル規制・市場支配的地位の濫用規制を中心に」 (共著, 2020 年, EU 法研究 8 号)

「「座談会」憲法と競争」

(共著, 2020年, 法律時報 1154号)

「優越的地位濫用規制の行為類型論」 (単著,2020年,日本経済法学会年報41号)「課徴金減免制度における調査減算制度の意義と課題」

(単著, 2020年, 公正取引 839号)

「課徴金制度全体をめぐる考え方」

(単著, 2020年, ジュリスト 1550号)

「プラットフォーム取引透明化法の意義と解釈運用の方向性」

(単著, 2021年, 法律のひろば74巻5号)

#### (3) 判例評釈等

「市場支配的地位の濫用におけるリベート制度の評価枠組み: Post Danmark A/S v Konkurrenceradet (Post Danmark Ⅱ) Court of Justice (6 October 2015), Case C-23/14」 (単著, 2016年, NBL1078号)

「国際カルテル事件における需要者概念と課徴金算定のあり方 : ブラウン管カルテル事件(サムスン SDI マレーシア)控訴審 (単著, 2016 年, ジュリスト 1494 号)「優越的地位濫用の規制趣旨と要件該当性:トイザらス事件」『独禁法審判決の法と経済学:事例で読み解く日本の競争政策』 (共著, 2017 年, 東京大学出版会)「輸入に係る事業活動の排除:ニプロ事件」

(単著, 2017年, 経済法判例百選〔第2版〕)

「独禁法7条の2第1項にいう「当該役務」の範囲と実行期間」

(単著, 2018年, 平成29年度重要判例解説)

「OEM 供給された商品の優良誤認表示における「相当の注意を怠った者」の該当性判断」 (単著, 2019 年, ジュリスト 1530 号)

「債権譲渡の問題解消措置により長崎県の地銀統合が承認された事例」

(単著, 2019年, 新・判例解説 Watch Vol. 24(経済法 No. 3))

「課徴金算定における具体的競争制限効果の認定方法 : 山梨談合塩山地区審決取消訴訟」 (単著, 2019 年, NBL1145 号)

「ドイツ連邦カルテル庁による Facebook 事件決定の法的論点 : デュッセルドルフ高等 裁判所が示した疑問が意味するもの」 (単著, 2020年, 公正取引 831号) 「デジタルプラットフォーム事業者同士の経営統合: ZHD/LINE 経営統合」

(単著, 2021年, ジュリスト 1554号)

「ドラフト会議からの特定選手の排除:日本プロ野球組織 (NPB) 事件」

(単著, 2021年, ジュリスト 1555号)

#### (4) その他

「英国にとっての"Brexit"とは何か。」

(単著, 2016年, 公正取引 792号)

「題名のない法律の法制執務」

(単著, 2018年, 法学教室 448号)

「「巻頭言」デジタル・エコノミーと競争政策」

(単著, 2018年, Business Law Journal 122号)

「経済法入門 経済活動の基本ルールを考える」

(単著, 2018年, 法学セミナー63巻5号)

「データをめぐる法執行の域外適用と国際礼譲 Andrew Keane Woods, Litigating Data Sovereignty, 128 YALE L. J. 328 (2018) |

(単著, 2020年, アメリカ法 2019-2号)

「巨大 IT 規制、独禁法に仕掛けを」

(単著, 2021年, 日本経済新聞 2021年2月23日朝刊)

「経済法:公正な競争ルールの活用術を学ぶ」

(単著, 2021年, 法学教室 487 号別冊付録)

#### 4 学外での公的活動,社会貢献活動等

#### (1) 学会

日本経済法学会(理事・運営委員)Director of Japan Association of Economic Law (JAEL)

法と経済学会 Japan Law and Economics Association (JLEA) 国際競争ネットワーク International Competition Network (ICN)

#### (2) 有識者会議

デジタル市場競争会議ワーキンググループ (内閣官房) 議員 (2019 年~) データ市場に係る競争政策に関する検討会 (公正取引委員会) 委員 (2020 年)

#### (3) 講演等 (直近1年間の主要なものに限る)

参議院経済産業委員会(2020年5月21日)

競争法シンポジウム (2020年11月25日)

CPI Online Seminar (2020年12月10日)

日本銀行金融研究所(2020年12月24日

# 《専任教員》教授 富井 幸雄(憲法)

#### 1 略歴

- 1978年4月 中央大学法学部法律学科入学
- 1982年3月 中央大学法学部法律学科卒業
- 1982年4月 中央大学大学院法学研究科公法専攻博士前期課程入学
- 1984年3月 中央大学大学院法学研究科公法専攻博士前期課程修了·法学修士
- 1984年4月 中央大学大学院法学研究科公法専攻博士後期課程入学
- 1987年3月 中央大学大学院法学研究科公法専攻博士後期課程退学
- 1989年8月 University of Wisconsin, Madison, Law School, 入学
- 1990年8月 University of Wisconsin, Madison, Law School, 修了
  Maters of Arts in Legal Institutions(取得は12月)
- 1990年8月 Indiana University -Bloomington, School of Law, 入学
- 1991年8月 Indiana University -Bloomington, School of Law, 修了LL. M. (学位取得は1992年2月)
- 1996年4月 大東文化大学国際関係学部専任講師
- 1999年4月 大東文化大学国際関係学部助教授
- 2004年4月 大東文化大学国際関係学部教授(~2005年3月)
- 2005年4月 首都大学東京(現東京都立大学)法科大学院教授
- 2013年5月 University of Virginia School of Law, Visiting Scholar
- 2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)
  - 2016 年度 「憲法 1」「憲法 2」「憲法総合 1」「比較憲法」「アメリカ法」
  - 2017 年度 「憲法 1」「憲法 2」「憲法総合 1」「比較憲法」「アメリカ法」
  - 2018 年度 「憲法 1」「憲法 2」「憲法総合 1」「比較憲法」「アメリカ法」
  - 2019 年度 「憲法 1」「憲法 2」「憲法総合 1」「比較憲法」「アメリカ法」
  - 2020 年度 「憲法 1」「憲法 2」「憲法総合 1」「比較憲法」「アメリカ法」
- 3 研究活動(過去5年間について)
- (1) 論文 · 判例評釈等

「国家秘密特権―安全保障と司法権の一側面」

(単著, 2016年, 『法学会雑誌』 56巻2号, 東京都立大学法学会)

「カナダ憲法における包括的基本権―fundamental justice 原理の意味」

(単著, 2016年, 『法学新報』122巻 7·8号, 中央大学法学会)

「アメリカ大統領と安全保障法としての移民法ーテキサス事件を素材として」

(単著, 2016年, 『法学会雑誌』 56巻2号, 東京都立大学法学会)

「カナダ最高裁判所の少数意見」

(単著, 2016年7月, 大林啓吾・見平典編『最高裁の少数意見』, 成文堂) 「判例評釈 Zivotofsky v. Kerry」

(単著, 2016年,『アメリカ法 2016-1』, 日米法学会) 「在外邦人保護義務と憲法―外交的保護と邦人救出」

(単著,2017年,『法学会雑誌』57巻2号,東京都立大学法学会) 「国外退去手続への公的アクセスと安全保障—アメリカ憲法修正第1条の適用可性」 (単著,2017年,『法学新報』123巻8号,中央大学法学会) 「カナダ立憲主義の構築者としてのディクソン最高裁判事」

(単著,2017年,『法学会雑誌』58巻1号,東京都立大学法学会) 「法律を執行しない大統領の権限―法誠実執行配慮条項との関係」

(単著,2017年,『法学新報』124巻 5,6号,中央大学法学会) 「国土安全保障の概念―法的考察」

(単著, 2018年, 『法学会雑誌』58巻2号, 東京都立大学法学会)「1982年憲法―カナダ統合の価値原理としての人権保障」 (単著, 2017年, 細川道久編著『カナダの歴史を知るための50章』221-226頁, 明石書店)「(著書紹介)デジタル時代のインテリジェンスと第4修正 Laura K. Donohue, The Future of Foreign Intelligence, Oxford U.P. 2018」

(単著, 2018年,『アメリカ法 [2017-2] 』250-256頁, 日米法学会)「(著書紹介) アメリカの安全保障プロセスにおける 2 重政府構造 Michael J. Glennon, National Security and Double Government, Oxford U.P. 2018」

(単著,2018年,『アメリカ法 [2018-1] 』45-50 頁,日米法学会) 「最高法規条項と人権侵害の法令違憲判決にける救済―カナダ憲法における解釈的 救済,とくに暫定的無効中断の意味」

(単著,2018年,『法学会雑誌』59巻1号,東京都立大学法学会)「アメリカ大統領の法的責任と弾劾―執行権の長のアカウンタビリティ」

(単著, 2018年, 『法学新報』125巻 7・8号, 中央大学法学会) 「カナダ憲法の権利実効条項(Enforcement)―憲法救済法の視点」

(単著, 2019年1月, 『法学会雑誌』59巻2号, 東京都立大学法学会)「(判例評釈) Washington State Department of Licensing v. Cougar Den. Inc., 586 U.S.\_\_, 139 S.Ct. 1000(2019)」 (単著, 『アメリカ法 2019-2』日米法学会)「大統領の不能と執行権―合衆国憲法修正第25条の意味」

(単著、2019年7月、『法学新報』126巻1・2号,中央大学法学会) 「大統領の緊急権―トランプの南部国境壁建設のための緊急事態宣言を素材として」

(単著, 2019年7月, 『法学会雑誌』60巻1号, 東京都立大学法学会) 「行政法解釈権における裁判所と行政機関の相克(1)-ゴーサッチ最高裁判事のシ ェブロンへの立ち位置を素材として」

(単著, 2020年1月, 『法学会雑誌』60巻2号, 東京都立大学法学会)「外務における司法権の執行権への敬譲」

(単著, 2020 年 9 月, 『法学新報』127 巻 2 号中央大学法学会) 「行政法解釈権における裁判所と行政機関の相克(2) ーゴーサッチ最高裁判事のシェブロンへの立ち位置を素材として」

(単著、2020年7月,『法学会雑誌』61巻1号,東京都立大学法学会) 「行政法解釈権における裁判所と行政機関の相克(3) -ゴーサッチ最高裁判事のシェブロンへの立ち位置を素材として」

(単著、2021年3月、『法学会雑誌』61巻2号、東京都立大学法学会) 「規制の厳しい銃社会―南の隣国アメリカをにらみながら」日本カナダ学会編『現代カナダを知るための60章』 (単著,2021年3月,明石書店 161-65頁)

#### 4 学外での公的活動・社会貢献活動等

日本公法学会会員、日米法学会会員、日本カナダ学会会員。

防衛法学会理事。防衛省防衛研究所一般課程講師。航空自衛隊幹部学校講師。陸上自衛隊小平学校講師。

参議院外交防衛委員会客員調査員、衆議院安全保障委員会参考人、板橋区情報公開個人情報保護審査会副会長、東松山市情報公開個人情報保護審査会会長、桶川市情報公開個人情報保護審議会会長等を歴任。あきる野市情報公開・個人情報保護審査会会長、あきる野市不服申し立て審査会会長、板橋区情報公開個人情報保護審査会委員、桶川市情報公開個人情報保護審議会会長、大学設置基準協会法科大学院認証評価委員。羽村市情報公開個人情報審査会、羽村市不服申し立て審査会委員、埼玉中部資源循環組合個人情報保護審議会会長、上尾・桶川・伊奈衛生組合個人情報保護審議会会長、青梅羽村地区工業用水道企業団情報公開個人情報保護審議会、同審査会委員、羽村・瑞穂地区学校給食組合情報公開個人情報保護審議会、同審査会委員

#### 《専任教員》教授 橋口 佳典 (民事訴訟法・裁判実務・実務家教員)

#### 1 略歴

2001年 東京大学法学部卒業・学士(法学)取得

2004年 司法試験第二次試験合格

2005年 司法修習生 (~2006年9月)

2006年 鹿児島地裁判事補

2011年 横浜地裁判事補

- 2012年 最高裁刑事局付
- 2012年 外務省北米局北米第二課課長補佐
- 2014年 東京地裁判事補
- 2015年 那覇地家裁平良支部判事補
- 2016年 那覇地家裁平良支部判事
- 2018年 東京地方裁判所判事、首都大学東京(現東京都立大学)法科大学院教授
- 2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)
  - 2018 年度 「民事訴訟実務の基礎」「民事裁判演習」
  - 2019 年度 「民事訴訟実務の基礎」「民事裁判演習」
  - 2020年度 「民事訴訟実務の基礎」「民事裁判演習」

# 《専任教員》教授 峰 ひろみ (刑事訴訟法・実務家教員)

#### 1 略歴

- 1991年 東京都立大学法学部法律学科卒業
- 1999年 司法試験合格
- 2001年 検事任官
- 2007年 首都大学東京(現東京都立大学)都市教養学部法学系(同法科大学院)教授
- 2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)
  - 2016年度 「刑事訴訟法」「刑事訴訟実務の基礎」「模擬裁判」「法曹倫理」 「刑事裁判と事実認定」「刑事政策」
  - 2017 年度 「刑事訴訟法」「刑事訴訟実務の基礎」「模擬裁判」「法曹倫理」 「刑事裁判と事実認定」「刑事政策」
  - 2018年度 「刑事訴訟法」「刑事訴訟実務の基礎」「模擬裁判」「法曹倫理」

「刑事裁判と事実認定」「刑事政策」

2019 年度 「刑事訴訟法」「刑事訴訟実務の基礎」「模擬裁判」「法曹倫理」

「刑事裁判と事実認定」「刑事政策」

2020年度 「刑事訴訟法」「刑事訴訟実務の基礎」「模擬裁判」「検察実務」

「法曹倫理」「刑事政策」

- 3 研究活動(過去5年間について)
- (1) 著書

「刑事訴訟実務の基礎 第3版」

(共著, 2017年, 弘文堂)

#### 「刑事訴訟法演習」

#### (2) 論文

「被疑者取調べの録音・録画記録媒体活用を巡って」

(単著, 2018年,『研修』第842号, 誌友会事務局研修編集部)

「取調官への期待ー被疑者取調べの役割を振り返る」

(単著, 2020年「これからの刑事司法の在り方」弘文堂)

#### 4 学外での公的活動, 社会貢献活動

日本刑法学会会員。同会員としては、2017年5月、同学会第95回大会・ワークショップ「公判前整理手続」において、話題提供者の一員として、判例の動向を踏まえ、公判前整理手続終結後における新たな主張の可否と限界について、報告を行った。

その他,2012年度より2019年度まで東京都食品安全情報評価委員,2013年度より厚生労働省医道審議会委員,同省医療関係職種行政処分検討会議委員,2015年度より文化庁宗教法人審議会委員,2016年度より公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター評議員,2017年度より防衛省人事審議会委員(再就職等監視分科会委員),2019年度より財務省関税等不服審査会委員を務める。

# 《専任教員》教授 矢﨑 淳司(商法)

#### 1 略歴

- 1991年 岡山大学法学部卒業
- 1999年 大阪市立大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学
- 2000年 東京都立短期大学専任講師
- 2001年 コロンビア大学ロースクール客員研究員(文部科学省在外研究員)
- 2002 年 東京都立短期大学助教授
- 2005年 首都大学東京(現東京都立大学)都市教養学部法学系准教授
- 2007年 首都大学東京(現東京都立大学)都市教養学部法学系教授
- 2008年 博士(法学)(大阪市立大学)
- 2011年 コロンビア大学ロースクール客員研究員
- 2012年 首都大学東京(現東京都立大学)法科大学院教授

#### 2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)

2016 年度 「商法 2」「商法総合 1」「商法総合 3」「商法」

2017 年度 「商法 1」「商法総合 1」「商法総合 3」「商法」

2018 年度 「商法 2」「商法総合 1」「商法総合 3」「商法」

2019 年度 「商法 1」「商法総合 1」「商法総合 3」「商法」

2020 年度 「商法 1」「商法 2」「商法総合 1」「商法総合 3」「商法」

- 3 研究活動(過去5年間について)
- (1) 著書

永井和之・中島弘雅・南保勝美編『会社法新判例の分析』

(共著, 2017年, 中央経済社)

藤田勝利・落合誠一・山下友信編『注釈モントリオール条約』

(共著, 2020年, 有斐閣)

#### (2) 論文

「平成 26 年会社法改正と第三者割当てに関する一考察」丸山秀平・中島弘雅・南保勝美・福島洋尚編『永井和之先生古稀記念論文集 企業法学の論理と体系』 (単著, 2016 年, 中央経済社)

「募集株式の発行が「著しく不公正な方法」による発行ではないとされた事例―仙台 地裁 2014 年 3 月 26 日決定(金融・商事判例 1441 号 57 頁)」

(単著, 2016年, 法学会雑誌 56巻2号)

「退任役員に対する退職慰労金の不支給と会社及び代表取締役に対する損害賠償請求」 (単著, 2016 年, 判例セレクト 2015 [Ⅱ](法教 426 号別冊付録))

「新株等の発行は著しく不公正な方法による発行であるとしてその発行を差し止めた仮処分決定を認可した事例—2017年1月6日大阪地裁決定(金判1516号51頁)」 (単著,2018年,法学会雑誌58巻2号)

「代表取締役就任の不実登記を信頼してなされた取引につき会社法908条2項適用及び民法94条2項類推適用を否定した事例—東京地裁平成28年3月29日判決 (金法2050号83頁)」 (単著,2018年,税務事例50巻7号)

「取締役会の招集通知の瑕疵と取締役会決議の無効―東京高裁平成 29 年 11 月 15 日 判決(金判 1535 号 63 頁)」

(単著, 2019年, 私法判例リマークス 58号 2019[上])

「取締役報酬額の決定と善管注意義務―ユーシン事件控訴審判決―東京高裁平成 30 年 9 月 26 日判決(金判 1556 号 59 頁, 資料版商事 416 号 120 頁)」

(単著, 2020 年 <del>1 月</del>, 法学会雑誌 60 巻 2 号)

「アメリカにおけるポイズンピルの展開」齊藤真紀・愛知靖之・岡田昌浩・河村尚志・ 髙橋陽一・山口幸代・山下徹哉・和久井理子編『川濵昇先生・前田雅弘先生・洲崎 博史先生・北村雅史先生還暦記念 企業と法をめぐる現代的課題』

(単著, 2021年, 商事法務)

4 学外での公的活動及び社会貢献活動 日本私法学会会員 公認会計士試験 試験委員(企業法)

# 《専任教員》教授 山田俊雄(民法・裁判実務・実務家教員)

#### 1 略歴

- 1980年 東京大学法学部卒業
- 1980年 大阪地方裁判所判事補
- 1982年 大阪家庭裁判所判事補
- 1983 年 釧路地方家庭裁判所判事補
- 1985 年 東京地方裁判所判事補
- 1986年 最高裁判所総務局付
- 1988年 広島地方裁判所判事補
- 1990年 広島地方裁判所判事
- 1991年 東京地方裁判所判事
- 1994年 青森地方家庭裁判所八戸支部長
- 1997年 東京地方裁判所判事
- 1997年 国鉄清算事業団総務部次長
- 1999年 東京地方裁判所判事
- 2001年 司法研修所教官
- 2005年 証券取引等監視委員会事務局次長
- 2007年 東京地方裁判所部総括判事
- 2010年 東京簡易裁判所司法行政事務掌理者
- 2011年 函館地方家庭裁判所所長
- 2012年 東京地方家庭裁判所立川支部長
- 2014年 東京高等裁判所部総括判事
- 2017年 さいたま地方裁判所所長
- 2019年 定年退官

首都大学東京(現東京都立大学)法科大学院都市教養学部教授 弁護士登録、小澤英明法律事務所非常勤顧問

- 2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)
  - 2019年度 「民法総合1,2,4」「法曹倫理」
  - 2020年度 「民法総合1,2,4」「法曹倫理」

# 《専任教員》教授 我妻 学(民事訴訟法)

#### 1 略歴

1983 年 早稲田大学法学部卒業

1985年 一橋大学大学院法学研究科修士課程修了(修士)

1988 年 一橋大学大学院法学研究科博士課程単位取得修了

東京都立大学法学部助教授

2003年 東京都立大学法学部教授

2005年 首都大学東京(現東京都立大学)都市教養学部都市教養学科法学系教授

2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)

2016年度 「民事訴訟法総合1」「民事訴訟法総合2」

2017年度 「民事訴訟法総合1」「民事訴訟法総合2」

2018年度 「民事訴訟法総合1」「民事訴訟法総合2」

2019 年度 (特別研究期間)

2020年度 「民事訴訟法1」「民事訴訟法総合2」

### 3 研究活動(過去5年間について)

### (1) 著書

「判例講義民事訴訟法第3版」

(共著, 2016年, 82頁~105頁(全356頁), 悠々社)

「医療ネグレクトと審判前の保全処分」(単著,2017年,弘文堂)

「弁護士会照会に対する報告を拒絶する行為と同照会をした弁護士会に対する 不法行為」 (単著,2017 日本評論社)

「医療事故調査制度の比較法的考察」

(単著, 2017年, 日本評論社)

### (2) 論文

「弁護士会照会に対する報告を拒絶する行為と同照会をした弁護士会に対する不法 行為」 (単著, 2017年,『私法判例リマークス 55 号』,日本評論社)

「医療事故調査制度の比較法的考察」

(単著, 2017年, 『年報医事法学32号』, 日本評論社)

「イギリスにおける多数当事者訴訟とオプト・アウト型手続」

(単著, 2018年, 『法学会雑誌 59巻1号』首都大学法学会)

「民事法判例研究 弁護士会照会に対する報告を拒絶する行為と同照会をした弁護士会に対する不法行為の成否(消極)

(単著, 2018年, 『金融商事判例 1538号』)

「第 27 回 国際民事執行・保全法判例研究 外国人の開示義務違反と仲裁判断の取消し(最判 2017・12・12 判批)」 (単著, 2018 年,『JCA ジャーナル 65 巻 10 号』)「団体の懲戒処分と法律上の争訟」

(単著、2019年、平成30年重要判例解説121頁~122頁,有斐閣)「イギリスにおける患者に対して、誠実に対応する義務と新たな医療事故調査制度」 (単著、2019年、加藤新太郎=中島弘雅=三木浩一=芳賀雅顯『現代民事手続法の課題』193頁-210頁、商事法務)

「交通事故紛争の ADR および裁判による解決の現状と課題」

(単著、2019年、仲裁と ADR14号 19頁~29頁、商事法務)

「オーストラリア家族法における子どもの最善の利益」

(単著、2019 年、『法学会雑誌 60 巻 1 号』39 頁~59 頁首都大学東京法学会)「オーストラリアにおける子どもの代理人と実務の動向」

(単著、2019年、『家庭の法と裁判23号』、日本加除出版)

4 学外での公的活動, 社会貢献活動等

東京簡易裁判所民事調停委員・司法委員,厚生労働省医道審議会保健師助産師看護師分科会看護倫理部会委員,産科医療補償制度審査委員会委員,2010年度フルブライト研究員日本民事訴訟法学会会員,日本私法学会会員,日本医事法学会会員、仲裁 ADR 法学会会員

# 《専任教員》准教授 天野 晋介(労働法)

### 1 略歴

2002 年 同志社大学法学部法律学科卒業・学士(法学)

2004年 同志社大学大学院法学研究科博士課程(前期課程)修了・修士(法学)

2008年 同志社大学大学院法学研究科博士課程(後期課程)単位取得退学

2008年 首都大学東京(現東京都立大学)都市教養学部法学系准教授

2018年 首都大学東京(現東京都立大学)法学部准教授

2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)

2016 年度 「労働法」

2017 年度 「労働法」

2018 年度 「労働法」

2019 年度 「労働法」

2020 年度 「労働法」

#### 3 研究活動(過去5年間について)

#### (1) 著書

「賃金(2)」「労働災害の補償」「労働協約の締結と効力」

(共著, 2019 年, 土田他編『ウォッチング労働法第 4 版』, 有斐閣) 「会社法と労働法③-取締役の責任」

(共著, 2019年, 研究会著土田道夫編『企業法務と労働法』, 商事法務)

#### (2) 論文・判例評釈

#### (1)論文

「会社法 429 条と取締役の労働法遵守体制構築義務」

(単著,2016年,『季刊労働法』253号165-176頁,労働開発研究会) 「労働法と知的財産法の交錯領域における集団的利益調整」

(単著, 2019年,『日本労働法学会誌』132号 73-90頁,日本労働法学会)

## ②判例評釈

「飲酒運転を理由とする懲戒解雇の効力と退職金不支給処分の当否―日本郵便事件 一」 (単著,2015年,『法学会雑誌』56巻1号,首都大学東京法学会) 「組合内少数派の活動と「労働組合の行為」ー北辰電機製作所事件」 (単著,2016年,「村中孝史・荒木尚志編『労働判例百選(第9版)』」,別冊ジュリ スト230号,202-203頁,有斐閣)

### (3) その他

「組合内少数派の活動と「労働組合の行為」―北辰電機製作所事件」

(共著, 2016年, 村中孝史・荒木尚志編『労働判例百選<第9版>』, 有斐閣) 「無期転換制度と求められる企業の対応」

(単著, 2018年, 『金融ジャーナル』 742号, 96-97頁, 金融ジャーナル)

### 4 学外での公的活動及び社会貢献活動

2019年4月から2020年3月まで、PWCコンサルティング合同会社が厚生労働省より受託した「職務分析・職務評価普及事業」のコンサルティング支援検討会委員を務めた。2018年4月から2019年3月まで、PWCコンサルティング合同会社が厚生労働省より受託した「職務分析・職務評価普及事業」のコンサルティング支援検討会委員を務めた。2018年10月28日、日本労働法学会第135回大会の大シンポジウム「労働法と知的財産法の交錯 ——労働関係における知的財産の法的規律の研究——」において、「労働法と知的財産法の交錯 ——労働関係における集団的利益調整」というテーマで報告を行った。

2017年4月から2018年3月まで、PWCコンサルティング合同会社が厚生労働省より受託 した「多様な正社員及び無期転換ルールに係るモデル就業規則と解説」作成事業の委 員を務めた。

2016年4月から2017年4月まで、PWCコンサルティング合同会社が厚生労働省より受託した「多様な正社員及び無期転換ルールに係るモデル就業規則と解説」(厚生労働省発行パンフレット)作成事業の委員を担当した。

2015年、神戸大学で行われた国際シンポジウム「解雇の規制手法の在り方についての国際比較一解雇の金銭解決を中心に一」において、アメリカの解雇法制についての報告を行った。

2015年,野口智明「諸外国における解雇及び個別的労働関係の紛争処理の制度とその運用の実情」労働政策研究・研修機構の論文執筆の際のアドバイザーを担当した。

# 《専任教員》准教授 金﨑 剛志 (行政法)

#### 1 略歴

- 2008 年 東京大学法学部卒業
- 2010年 東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻専門職学位課程修了
- 2010年 司法試験合格
- 2013年 行政管理研究センター研究員
- 2014年 東京大学大学院法学政治学研究科綜合法政専攻博士課程(行政法)修了
- 2015年 東京経済大学現代法学部専任講師
- 2017年 東京経済大学現代法学部准教授
- 2018年 首都大学東京(現東京都立大学)法学部准教授
- 2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)
  - 2018年度 「行政法総合1」「行政法総合3」
  - 2019 年度 「行政法」「行政法総合 1」「行政法総合 3」「公法総合演習」
  - 2020 年度 「行政法」「行政法総合 1」「行政法総合 3」「公法総合演習」
- 3 研究活動(過去5年間について)
- (1) 論文・判例評釈等

「国家監督の存続理由―理念としての自治と制度としての監督(1)」

(単著, 2016年, 『法学協会雑誌』 133(2) 157-224頁, 東京大学法学部法学協会) 「国家監督の存続理由―理念としての自治と制度としての監督(2)」

(単著, 2016年, 『法学協会雑誌』 133(3) 353-411頁, 東京大学法学部法学協会)

「国家監督の存続理由一理念としての自治と制度としての監督(3)」

(単著,2016年,『法学協会雑誌』133(5)623-673頁,東京大学法学部法学協会)「国家監督の存続理由―理念としての自治と制度としての監督(4)」

(単著,2016年,『法学協会雑誌』133(6)675-740頁,東京大学法学部法学協会)「国家監督の存続理由―理念としての自治と制度としての監督(5)」

(単著,2016年,『法学協会雑誌』133(7)892-953頁,東京大学法学部法学協会)「国家監督の存続理由―理念としての自治と制度としての監督(6)」

(単著, 2016年,『法学協会雑誌』133(8) 1220-1292頁, 東京大学法学部法学協会) 「国家監督の存続理由―理念としての自治と制度としての監督(7)」

(単著, 2016年,『法学協会雑誌』133(9) 1351-1387頁,東京大学法学部法学協会)「国家監督の存続理由―理念としての自治と制度としての監督(8)」

(単著, 2016年, 『法学協会雑誌』 133(10) 1507-1560頁, 東京大学法学部法学協会)

「国家監督の存続理由―理念としての自治と制度としての監督(9・完)」

(単著, 2016年, 『法学協会雑誌』 133(11) 1719-1761頁, 東京大学法学部法学協会)

「学界展望<行政法>Patrick Hilbert, Systemdenken in Verwaltungsrecht und Verwaltungsrechtswissenschaft. (Mohr Siebeck, 2015, XX+293S.)」

(単著, 2017年,『国家学会雑誌』130(1・2) 66-68頁,東京大学法学部国家学会)「情報公開請求訴訟における主張・立証責任」 (単著, 2017年,『行政判例百選II 「第7版〕別冊ジュリスト』(236) 404-405頁,有斐閣)

「地方議会の会派に交付された政務活動費を公益財団法人の運営費等に充てることの違法性」 (単著,2017年,『地方財務』(762) 140-150頁,ぎょうせい)「我が国における国家関与存続問題の各論的検討のための準備 -環境行政を題材として-」(単著,2017年,『現代法学』(33) 239-256頁,東京経済大学現代法学会)「地方公共団体の非常勤である行政委員会委員の月額制報酬の是非」

(共著, 2017年, 日本財政法学会(編)『地方財務判例質疑応答集』, ぎょうせい) 「【類型論】教示」

(共著,2019年,宇賀克也・小幡純子(編著)『条解国家賠償法』,弘文堂) 「住民訴訟において政務活動費等の支出の使途基準不適合が事実上推認されるとい う判断枠組みが示された事例」

(単著, 2020年2月,『自治研究』96(4) 124-139頁,第一法規) 「特集 行政法学習の開拓線 VI 自治体関係訴訟——制度と意義」

(単著, 2020年11月 法学教室 (482) 35 - 39頁)

4 学外での公的活動及び社会貢献活動

国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員,財務省税関研修所 2017 年度高等科研修「行政法」講師,法務省訟務局調査員,長岡技術科学大学「個人情報保護に関する研修」講師,浦安市「情報公開及び個人情報保護に関する研修」講師,独立行政法人日本スポーツ振興センター「個人情報保護に関する研修」講師,浜松医科大学「個人情報保護管理研修会」講師,行政管理研究センター「情報公開セミナー」講師,武蔵野市「情報公開研修」講師,行政管理研究センター「個人情報保護セミナー(その1)」講師,行政管理研究センター「個人情報保護セミナー(その2)」講師,長崎大学「個人情報保護制度の基礎」講師,長崎大学「学術研究分野における個人情報保護制度について」講師

# 《専任教員》准教授 手賀 寛(民事訴訟法)

#### 1 略歴

1998年 東京大学法学部卒業

2000年 東京大学大学院法学政治学研究科修士課程修了・修士(法学)取得

2000年~2005年 小竹・パートナーズ法律経営特許事務所パラリーガル

2005年 首都大学東京(現東京都立大学)法科大学院リサーチ・アシスタント

2006年 首都大学東京(現東京都立大学)法科大学院研究員(2008年より助教に役職 名変更)

2009年 首都大学東京(現東京都立大学)都市教養学部法学系准教授

2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)

2016年度 (特別研究期間)

2017 年度 「民事訴訟法 1」「民事訴訟法 2」

2018年度 「民事訴訟法 1」「民事訴訟法 2」

2019 年度 「民事訴訟法総合 1」「民事訴訟法 2」

2020年度 「民事訴訟法総合1」「民事訴訟法2」

## 3 研究活動(過去5年間について)

#### (1) 論文

「(翻訳) 独立性を確保するための監督 -欧州における弁護士会の指導監督機能」 (共著, 2017年, 『依頼者見舞金 -国際的未来志向的視野で考える』78-97頁,ぎょうせい)

「デンマーク及びフィンランドにおける証言の禁止規定について」 (単著, 2017年, 『法学会雑誌 58 巻 1号』213-242頁, 首都大学東京法学 「依頼者の死亡と弁護士の証言拒絶権」 (共著,2018年,『民事訴訟法の理論 高橋宏志先生古稀祝賀論文集』543-567頁,有斐閣)

「弁護士法 25 条 1 号に違反する訴訟行為の排除」 (単著, 2018 年, ジュリスト臨時増刊『平成 29 年度重要判例解説』144-145 頁, 有斐閣)

「守秘義務」 (単著, 2019 年, 『ジュリスト』1529 号 59-65 頁, 有斐閣) 「事務所を共同するということ」

(単著, 2019年,『ジュリスト』1535号 87頁, 有斐閣) 「第三債務者の陳述の法的性質」

(共著, 2020年1月, 上原敏夫・長谷部由起子・山本和彦編『民事執行・保全判例 百選 [第3版]』別冊ジュリスト112-113頁, 有斐閣)

「弁護士法二三条の二第二項に基づく照会に対する報告をする義務があることの確認を求める訴えの適否」

(単著, 2020年2月,『私法判例リマークス』60号110-113頁,日本評論社) 「鼎談『司法書士と倫理について』

(共著、2020年4月、日本司法書士会連合会会報 THINK118号 10-24頁、日本司法書士会連合会)

「司法書士の養成に関する研究会 2017 年度報告書 ~司法書士の養成からみた職業 倫理教材案について~」

(共著、2020年4月、日本司法書士会連合会会報 THINK118号 69-91頁、日本司法書士会連合会)

「司法書士の養成に関する研究会 2018 年度報告書 ~司法書士の養成からみた職業 倫理教材案と研修のあり方~」

(共著、2020年4月、日本司法書士会連合会会報 THINK118号 92-121頁、日本司法書士会連合会)

「専門職の守秘義務・秘匿の権利」

(単著、2020年8月、月報司法書士582号4-13頁、日本司法書士会連合会) 「訴訟代理の現状と課題 - 司法制度改革を経ての変化」

(単著、2020年9月、『加藤新太郎先生古稀祝賀論文集 民事裁判の法理と実践』 123-137頁、弘文堂)

「守秘義務」

(共著、2020年12月、『新時代の弁護士倫理』45-55頁、有斐閣) 「事務所を共同するということ」

(共著、2020年12月、『新時代の弁護士倫理』205-206頁、有斐閣)

## (2) 学会・研究会報告

National Reporter of the Seventh Session "Current Situations and Problems regarding New Types of Evidence" (General Report by Prof. Joan Picó i Junoy & Etsuko SUGIYAMA), at International Association of Procedural Law XVIth World Congress on Procedural Law (2019)

Lawyer's Right to Refuse to Testify and its Limit, at International Association of Procedural Law XVIth World Congress on Procedural Law (2019)

#### 4 学外での公的活動及び社会貢献活動

日本民事訴訟法学会に所属。

文部科学省 大学改革推進等補助金 専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム 「法科大学院コア・カリキュラムの調査研究」実務基礎科目研究班 法曹倫理グループ委員 (2009 年より 2010 年)。

YASUHEI TANIGUCHI, PAULINE REICH AND HIROTO MIYAKE EDS, CIVIL PROCEDURE IN JAPAN (Juris Publishing, 3rd ed., 2018) (TAKAAKI HATTORI AND DAN FENNO HENDERSON 原著) Associate Editor

# 《専任教員》准教授 山科 麻衣 (刑法)

#### 1 略歴

2010年 首都大学東京(現東京都立大学)都市教養学部法学系法律学コース卒業

2012 年 首都大学東京(現東京都立大学)法科大学院(社会科学研究科法曹養成専攻課程)修了・法務博士取得

2012年 首都大学東京(現東京都立大学)法科大学院助教

2015年 首都大学東京(現東京都立大学)都市教養学部法学系准教授

# 2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)

2016年度 「刑法 3」「医事刑法」

2017年度 「刑法3」「経済刑法」

2018 年度 「刑法 3」「経済刑法」

2019年度 「刑法 3」「経済刑法」

2020 年度 「刑法 3」「経済刑法」

# 3 研究活動(過去5年間について)

## (1) 論文・判例評釈等

「アメリカにおけるフォージェリー理解」

(単著, 2017年, 『法学会雑誌』 57巻 2号 245頁-280頁, 東京都立大学法学会)

4 学外での公的活動及び社会貢献活動

東京都立大学法科大学院の卒業生団体である晴海会の行う講演会等の開催に協力することで社会貢献活動を行っている。

日本刑法学会会員。

# 《兼担教員》教授 大澤 麦(西洋政治思想史·政治哲学)

#### 1 略歴

1987年 慶応義塾大学法学部卒業・学士(法学)取得

1993 年 明治学院大学大学院法学研究科博士後期課程修了・博士(法学)取得

1994年~1997年 日本学術振興会 特別研究員

1997年~1998年 聖学院大学 総合研究所 特任研究員

1998年~2002年 聖学院大学 総合研究所 専任講師

2002年~2005年 聖学院大学 総合研究所 助教授

2005 年~2018 年 首都大学東京(現東京都立大学)大学院 社会科学研究科 教授

2018年~2019年 オックスフォード大学歴史学部 Associate Faculty Member

2018年~ 首都大学東京(現東京都立大学)大学院 法学政治学研究科 教授

2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)

2019年度 「政治学特殊授業 2」

2020年度 「政治学特殊授業 2」

- 3 研究活動(過去5年間について)
- (1) 論文・判例評釈等

「クロムウェル護国卿体制における共和派(コモンウェルス=メン)の政治理念」

(単著, 2017年, 『法学会雑誌』 57 巻 2 号, 東京都立大学法学会編集)

「暴政批判のレトリック:ジョン・ストリーター『アリストテレス論』とその歴史 的文脈」

(単著, 2018年、『ピューリタニズム研究』第12号、日本ピューリタニズム学会)

## (2) 学会・研究会報告

2016年5月,政治思想学会第23回研究大会において,「共和国のモーメント:

O・クロムウェル護国卿体制下の共和派 (コモンウェルス=メン) の理念」のテーマで報告。

2017年6月、日本ピューリタニズム学会第12研究大会において、「ジョン・ストリーターの政治思想:ピューリタン革命期の共和主義思想に関する一考察」のテーマで報告。

2019年10月,2019年度日本政治学会研究大会において、「共和国のなかの王制: クロムウェル護国卿体制の崩壊とジェームズ・ハリントンの政治思想」のテーマで報告。

2020年6月、日本ピューリタニズム学会第15回研究大会において、「クロムウェル護国卿体制における「良心の自由」」のテーマで報告。

#### 4 学外での公的活動及び社会貢献活動

日本政治学会の文献委員に2011年から2012年まで就任する。

政治思想学会の理事に2012年5月から就任する。

日本ピューリタニズム学会の常任理事に 2005 年 6 月から 2013 年 6 月まで就任、2013 年 6 月から 2019 年 6 月まで理事に就任、2019 年 6 月から常任理事に就任する。

日本西洋史学会に所属する。

日本イギリス哲学会の選挙管理委員長を 2007 年に就任し、2008 年から 2009 年まで 理事に就任し、2012 年退会する。

初期アメリカ学会に所属する。

## 《兼担教員》教授 大杉 覚(行政学·都市行政論)

### 1略歴

1988年 東京大学教養学部(相関社会科学)卒業

1996年 成城大学法学部専任講師

1997年 東京大学大学院総合文化研究科より博士(学術)取得

1999 年 東京都立大学法学部助教授

2005年 首都大学東京(現東京都立大学)都市教養学部法学系教授

# 2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)

2016年度 「政治学特殊授業 1」

2017年度 「政治学特殊授業 1」

2018 年度 「政治学特殊授業 1」

2020年度 「政治学特殊授業1」

## 3 研究活動(過去5年間について)

#### (1) 著書

「交響する都市と農山村」

(共著, 2016年, 農文協)

「Theoretical Foundations and Discussions on the Reformation Process in Local Governments」 (共著, 2016年, IGI Global)

「城市環境治理」

(共著, 2016年, 上海人民出版社)

「都市内分権の未来を創る」

(共著,2016年,公益財団法人都市センター)

「自治体間連携の可能性を探る」

(共著, 2017年, 学陽書房)

「地方自治」

(共著, 2018年, 法律文化社)

「都市自治体の文化芸術ガバナンスと公民連携」

(共著,2018年,公益財団法人都市センター)

「自治のゆくえ」

(共著, 2018年, 公人社)

「AI が変える都市自治体の未来」

(共著, 2019年, 公益財団法人都市センター)

「これからの地方自治の教科書」

(共著, 2019年, 第一法規)

# (2) 論文・判例評釈等

「首長・議会との対立と職員組織」

(単著,2016年,『月刊ガバナンス』2016年9月号,32-34頁,ぎょうせい) 「日本の地方自治の新たな潮流と地方創生の展望」

(単著, 2016年,『제주특별자치도 출범 10 주년 기념 특별자치도 10 년 평가와 미래』제주발전연구원 2016年, 153-164頁(韓国語版 165-177頁))「分権 20 年で自治体組織はどう変わったか」

(単著, 2016年,『月刊ガバナンス』2016年6月号, 14-16頁, ぎょうせい) 「新たな広域連携の展開と持続可能な地域づくり」

> (単著, 2016年,『政策法務 Facilitator』Vol. 50 (2016年4月28日), 2-9頁,第一法規)

「自治体施設・インフラの政治行政」

(単著, 2016年, 『月刊地方自治職員研修』No. 686 (2016年5月号),

12-14 頁, 公職研)

「地方行政における法曹有資格者の活用に関する研究一任期付弁護士を中心として」

(共著, 2016年, 日弁連法務研究財団編『法と実務』12号(2016年4月),

1-267 頁, 商事法務)

「首長・職員関係の行政学」

(単著, 2017年, 日本行政学会編『首長と職員』2017年, 48-68頁, ぎょうせい) 「地域創生戦略に向けた税情報の利活用」

(単著, 2017年, 『税』5月号, 2-3頁)

「Decentralization Reform and Changing Financial Structure of Large Cities in Japan」 (単著, 2017年, 『法学会雑誌』第 58 巻第 1 号, 1-16 頁) 「自治体のダウンスケーリング戦略第 1 回~第 20 回」

(単著, 2017-2021年, 『ガバナンス』No. 192-196, 201-239)

「コーディネーターを活かす自治体組織」

(単著, 2018年, 『ガバナンス』No. 195, 24-26頁)

「災害を乗り越える職員の知恵」

(単著, 2018年, 『地方自治職員研修』第 708 号, 12-14 頁) 「自治体における若者政策の意義と展開」

(単著, 2018年, 報告書, 一般財団法人地方自治研究機構編『若者の知恵と活力 を活かしたまちづくりに関する調査研究』3月, 219-224頁)

「人手不足時代に『選ばれる』自治体の条件」

(単著, 2018年, 『ガバナンス』No. 204, 14-16頁)

「首長のマネジメントと『現場』起点の自治」

(単著, 2018年, 『ガバナンス』No. 211, 17-19頁)

「新時代の自治体職員に求められること」

(単著、2019年、『ガバナンス』No. 216、14-16頁)

「自治体で EBPM を進めていくために必要な考え方」

(単著、2019年、『月刊 J-LIS』 2019年6月号、24-27頁)

「小規模自治体の自治保障」

(単著、2020年『月刊地方自治職員研修』No. 730、12-14頁)

「『チーム我がまち』とこれからの地域づくり」

(単著、2020年『ガバナンス』No. 225、14-16頁)

「証拠に基づく政策立案 EBPM と自治体経営のこれから」

(単著、2020年『Think-ing』第21号、90-96頁)

「基礎的自治体と地域の枠を超えた連携のこれから」

(単著、2020 年『政策法務 Facilitator』第 65 号、2-9 頁)

「自治体で働く法曹有資格者の現状と課題」

(単著、2020年『自治体法務研究』春号、8-12頁)

「共創型分権の構想と地方分権の『復権』」

(単著、2020年『季刊行政管理研究』3月号、1-3頁)

#### (3) 学会 · 研究会報告

「遠隔自治体間連携の展開とその可能性」のテーマで報告。

2016年5月21日,2016年度日本行政学会共通論題Iにおいて「住民合意形成と首長・職員関係」のテーマで報告。

2016年7月8日,韓国地方自治学会(韓国チェジュ特別自治道)において「日本の地方自治の新たな潮流と地方創生の展望」のテーマで報告。

2016年8月27日,韓国地方自治学会(韓国京畿道城南市)において

「Decentralization Reform and Changing Financial Structure of Large Cities in Japan」のテーマで報告。

2017年11月25日,第32回自治総研セミナー「自治のゆくえ」((公財)地方自治総合研究所,東京)にて「自治体間連携・補完と自治」のテーマで報告。

4 学外での公的活動, 社会貢献活動等

東京都教育委員会委員(2016年-2017年7月)

中央区情報公開·個人情報保護審査会委員(2000年-現在)

中央区行政不服審査会委員(2016年-現在)

財団法人特別区協議会特別区制度懇談会委員(2008年-現在)

世田谷区参与・せたがや自治政策研究所所長(2020年-現在)

財団法人自動車リサイクルセンター離島対策等検討会委員(2004年-2017年)

政策研究大学院大学客員教授(2005年-2017年)

東京都震災復興検討会議委員(2007年-2018年)

ほか各種の国・自治体の審議会・研究会委員など

## 《兼担教員》教授 木村 草太(憲法)

#### 1 略歴

2003年 東京大学法学部卒業・学士(法学)

2003年 東京大学法学政治学研究科助手(憲法専攻)

2006年 首都大学東京(現東京都立大学)都市教養学部法学系准教授

2016年 首都大学東京(現東京都立大学)都市教養学部法学系教授

2018年 首都大学東京(現東京都立大学)法学部法学科教授

## 2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)

2016 年度 (特別研究期間)

2017年度 「憲法総合 2」「公法総合演習」

2018 年度 「憲法総合 2」「公法総合演習」

2019 年度 「憲法総合 2」「公法総合演習」

2020 年度 「憲法総合 2」「公法総合演習」

## 3 研究活動(過去5年間について)

#### (1) 著書

「安保法制から考える憲法と立憲主義民主主義」 (共著, 2016年, 有斐閣)

「ぼくらは未来にどうこたえるか」 (共著,2016年,左右社)

「憲法の条件」 (共著, 2016 年, NHK 出版新書)

「憲法という希望」 (単著, 2017年, 講談社)

「憲法の新手」 (単著, 2017年, 沖縄タイムス出版)

「日本一やさしい「政治の教科書」できました。」 (共著, 2017年, 朝日新聞出版)

「憲法の急所(第二版)」 (単著, 2017年, 羽鳥書店)

「憲法問答」 (共著, 2018 年, 徳間書店)

「AI 時代の憲法論」 (共著, 2018 年, 毎日新聞出版)

「子どもの人権をまもるために」 (共著, 2018 年, 晶文社)

「社会をつくる「物語」の力」 (共著, 2018 年, 光文社)

「自衛隊と憲法」 (単著, 2018年, 晶文社)

「「改憲」の論点」 (共著, 2018年, 集英社新書)

「憲法を学問する」 (共著,2019年,有斐閣)

「木村草太の憲法の新手 2」 (単著, 2019 年, 沖縄タイムス出版)

### (2) 論文

「最新判例批評([2016] 1)東京都議会議員選挙の選挙区及び選挙区ごとの議員定数 に関する条例が適法・合憲とされた事例[最高裁第一小法廷 2015.1.15 判決] (判例評論(第 683 号))」 (単著, 2016 年, 『判例時報』2274 号, 判例時報 社)

「憲法と同性婚」 (単著,2016年,『グローバル化の中の政治』,岩波書店)

「憲法 25 条と生活保障・居住福祉」

(単著, 2016年, 『居住福祉研究』21号, 日本居住福祉学会)

「夫婦同姓合憲判決の意味:何の区別が問題なのか?」

(単著, 2016年,『自由と正義』67巻6号,日本弁護士連合會)

「非嫡出子相続分違憲決定はどう読まれるべきか?: 違憲の時点と違憲を認識した時点」 (単著,2016年,『国際人権法学会報』26号,国際人権法学会)

「集団的自衛権の三国志演義」(単著,2017年,『憲法問題』28号,全国憲法研究会) 「憲法を学問する・パネルディスカッション」

(単著, 2017年, 『法学教室』 444号, 有斐閣)

「平等権と違憲審査基準:適切な権利の使い分け」

(単著, 2018年, 『法学教室』 452号, 有斐閣)

「死刑違憲論を考える」

(単著, 2018年, 『世界』9月号)

「判例時評 性同一性障害特例法の生殖能力要件の合憲性」

(単著, 2019年, 『法律時報』91巻5号, 日本評論社)

「空知太神社事件における「宗教とのかかわり合い」: 宗教的性質への着目の有無」

(単著, 2019年, 『論究ジュリスト』 29号, 有斐閣)

「国民投票・住民投票の正統性:信仰から合理性へ」

(単著, 2019年, 『法律時報』91巻11号, 日本評論社)

「平等原則と非差別原則:原理・原則の対抗・競合・協働」

(単著, 2019年, 『公法研究』81号, 有斐閣)

「PTA の法律問題 : 入退会の自由と非会員の排除禁止 (特集 学校と法律)」

(単著, 2020年, 月報司法書士576号, 日本司法書士会連合会)

4 学外での公的活動, 社会貢献活動等

日本公法学会,全国憲法研究会,憲法理論研究会会員。

全国憲法研究会企画委員及び同事務局員等を務める。

参議院第三特別調査室特別研究員,共同通信政経懇話会講師,選挙法制研究会,目黒区人権講座講師,三鷹市憲法講座講師,多摩市情報公開・個人情報保護審査会委員,八王子市倫理審査会委員,相模原市新人研修講師,八王子市情報公開・個人情報保護審査会委員,21世紀地方自治制度についての調査研究会委員,テレビ朝日報道ステーションレギュラーコメンテーター、日本学術会議若手アカデミー会員を務める。

東京大学 21 世紀 COE「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」の特任研究員・特任准教授として参加する。

# 《兼担教員》教授 谷口 功一 (法哲学)

# 1 略歴

2005年 東京大学大学院 法学政治学研究科 博士課程 単位取得退学

2005年 首都大学東京(現東京都立大学)都市教養学部法学系准教授

2016年 首都大学東京(現東京都立大学)都市教養学部法学系教授

2 本法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)

2016 年度 「法哲学」

2017 年度 「法哲学」

2018 年度 「法哲学」

2019年度 「法哲学」2020年度 「法哲学」

- 3 研究活動(過去5年間について)
- (1) 著書 (含共著)

「日本の夜の公共圏 スナック研究序説」 (共著・編者,2018年,白水社)

## (2) 論文

「ミートボールと立憲主義」 (単著, 2019年,『社会のなかのコモンズ』, 白水社) 「J. L. ネオ「リベラリズムなき世俗主義」の紹介(抄訳)と若干の検討」

(単著, 2019年, 『宗教法』第 38 号 69-86 頁, 宗*教法*学会)

「思考の距離戦略」としてのゾンビ考」

(単著, 2020年, 『Voice』8月号108-114頁)

# (3) 学会・研究報告書

2016年、政治思想学会(名古屋大学)において、「法哲学の視点から「共同体」を考える」のテーマで報告

2017年、サントリー文化財団・牧原研(紀尾井タワー4階会議室)において、「日本の夜の公共圏」のテーマで報告

2018年、宗教法学会/春季大会(愛知学院大学)において、「ミートボールと立憲主義」のテーマで報告

2018年,井上達夫科研費合宿報告(静岡市)において,「ミートボールと立憲主義」のテーマで報告

2020年,進化経済学会・観光学研究部会・第45回例会において,「夜の公共圏・スナック/北陸〜コロナ下の「夜の街」のゆくえ」のテーマで報告

4 学外での公的活動及び社会貢献活動 特になし。

# 《兼担教員》教授 長谷川 貴陽史 (法社会学)

### 1 略歴

1994年 東京大学法学部卒業

1996年 東京大学大学院法学政治学研究科修士課程修了

1999年 東京大学大学院法学政治学研究科博士課程単位取得退学

2004年 博士(法学, 東京大学)

2004年 北海道大学大学院法学研究科専任講師

2005年 首都大学東京(現東京都立大学)都市教養学部法学系准教授

2009年 首都大学東京(現東京都立大学)都市教養学部法学系教授

2010年 カリフォルニア大学バークレー校・法と社会研究センター客員研究員

2018年 首都大学東京法学部教授

2019年 オックスフォード大学・法社会学研究センター客員研究員

2020年 東京都立大学法学部教授

## 2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)

2015 年度 「法社会学」

2016年度 「法社会学」

2017年度 「法社会学」

2018年度 「法社会学」

2020年度 「法社会学」

## 3 研究活動(過去5年間について)

## (1) 著書

「法社会学の形成-エールリッヒとウェーバー」森村進(編)『法思想の水脈』 (共著, 2016年4月, 123-137頁, 法律文化社)

「住所・住民登録・居住」後藤玲子(編著)『福祉+ a ⑨ 正義』

(共著, 2016年4月, 61-72頁, ミネルヴァ書房)

"Brian Tamanaha's Conception of Law and His Critiques of H. L. A. Hart's Theory of Law," in Kosuke Nasu(ed.) *Insights about the Nature of Law from History:*The 11th Kobe Lecture, 2014]

(共著,2017年3月,63-70頁,Franz Steiner Verlag) 「ホームレスと選挙権-土地から切り離された個人の同定について」糠塚康江(編

著)『代議制民主主義を再考する-選挙をめぐる三つの問い』

(共著, 2017年3月, 141-162頁, ナカニシヤ出版)

「米国 Michigan 州 Detroit 市の Land bank による不動産取得について—違法な土地 収用と規制との間」楜澤能生=佐藤岩夫=高橋寿一=高村学人(編)『現代都市法 の課題と展望—原田純孝先生古稀記念論集』

(共著, 2018年1月, 541-556頁, 日本評論社)

### (2) 論文

「市民社会の描出とルーマンの理論枠組」

(単著, 2017年2月, 『法社会学』83号66-74頁, 有斐閣)

「市民社会・身体・フィクション―記念論集刊行シンポジウムに寄せて」

(単著, 2018 年 11 月, 『法律時報』90 巻 12 号 86-91 頁, 日本評論社) 「ホームレス排除の諸形態」

(単著, 2019 年 3 月, 『法社会学』85 号 90-106 頁, 有斐閣) 「身分証明・自己排除・支援―元ホームレスへのインタビューを素材として―」

(単著, 2019年5月, 『法と社会研究』4号89-113頁, 信山社) 「平和と音―現代音楽からの若干の示唆」

(単著, 2019 年 6 月, 『平和研究』51 号 19-35 頁, 日本平和学会) 「末弘厳太郎におけるデモクラシー概念の変質」

(単著, 2019 年 8 月, 『論究ジュリスト』30 号 159-166 頁, 有斐閣) 「グローバル化の下での市民社会概念」

(単著, 2020年6月, 『法学セミナー』 785号 19-24頁, 日本評論社)

# (3)翻訳

「アメリカの大都市弁護士:その社会構造」

(単著, 2019年1月, ジョン・P・ハインツほか, 宮沢節生[監訳], 現代人文社)

#### (4) 学会・研究会報告

2016年5月、日本法社会学会・学術大会(於 立命館大学)において、「市民社会の描出とニクラス・ルーマンの概念枠組」のテーマで報告。

2016年6月, Law and Society Association Annual Meeting 2016 (at New Orleans Marriott) において、「Exclusion of the Homeless from Public Spaces in Japan: A preliminary study」のテーマで報告。

2016年8月、社会的なものの思想史研究会(於 東京大学社会科学研究所)において、「末弘厳太郎における『社会』と知識人の役割」のテーマで報告。

2016年9月, Asian Law & Society Association 2016 Annual Meeting (at the National University of Singapore) において、「Exclusion and Disfranchisement of the Homeless in Japan」のテーマで報告。

2016年12月, 法理学研究会(於 同志社大学)において,「法社会学の形成」のテーマで報告。

2017 年 6 月, 横浜市建築協定連絡協議会総会(於 横浜市開港記念会館)において、「建築協定の法的機能と資産価値の保全」のテーマで報告。

2018年2月,『社会運動と若者』合評会(於 立命館大学)において,「富永京子 『社会運動と若者』(ナカニシヤ出版)講評」のテーマで報告。

2018年5月,「論集刊行記念シンポジウム 市民社会と市民法—civil の思想と制

度」(於 一橋大学) において,「市民社会・身体・フィクション」のテーマで報 告。

2018年5月, WORKSHOP ON: Governing the Political: Law and the Politics of Resistance (at International Institute for the Sociology of Law, Oñati) において、「The resistance of the homeless against governmental power: a preliminary study in Japan and the United States」のテーマで報告。

2018 年 5 月, 日本法社会学会・学術大会(於 鹿児島大学)において,「日本の法 社会学における『不平等』」のテーマで報告。

2018年5月、日本法社会学会・学術大会(於 鹿児島大学)において、「ホームレス排除と市民社会」のテーマで報告。

2018年6月, Law and Society Association Annual Meeting 2018 (at Sheraton Centre Toronto Hotel) において、「Exclusion of the Homeless from Public Spaces in Japan」のテーマで報告。

2019年6月, The 2019 RCSL Annual Conference (at International Institute for the Sociology of Law, Oñati) において、「Self-represented Plaintiffs in Japan: A Preliminary Analysis of CLRP 2014」のテーマで報告。

2019年11月,日本平和学会・2019年度・秋季研究集会(於 新潟県立大学)において,「平和と音―現代音楽からの若干の示唆」のテーマで報告。

2019年12月、公開シンポジウム「『社会的なるもの』と法学―成熟した市民社会とは何かを考える」(於 国際基督教大学)において、「グローバル化の進行と市民社会概念の現在」のテーマで報告。

2020年10月,基礎法系学会連合・第12回基礎法学総合シンポジウム(オンライン開催)において、「わが国における移民・難民の包摂と排除-序論的考察」のテーマで報告。

2021年2月,世界政治研究会(オンライン開催)において、「平和と音ー現代音楽からの若干の示唆ー」のテーマで報告。

### 4 学外での公的活動及び社会貢献活動

国際法社会学会 (RCSL) 会員,法と社会学会 (Law & Society Association) 会員, アジア法と社会学会 (Asian Law and Society Association) 会員,日本法社会学会 事務局長 (2020年-2023年)・理事,都市住宅学会会員,日本不動産学会学術委員, 日本公法学会会員,日本寄せ場学会会員,貧困研究会会員,日本平和学会会員。 2013年7月-2014年3月,国土交通省・国土交通政策研究所において,動的土地空間利用勉強会委員。

2015年9月-2016年3月、公益財団法人・都市計画協会において、コンパクトシティの実現に向けた開発許可制度のあり方に関する検討会委員。

2017 年,日本学術振興会において,平成 29 年度・科学研究費助成事業・基盤研究 (A)・第1次審査(書面審査)委員。

2017年3月-2017年7月,公益財団法人都市計画協会において,都市計画基本問題 検討有識者ワーキンググループ委員。

# 《兼担教員》教授 星 周一郎(刑法・刑事訴訟法)

#### 1 略歴

- 1992年 東京都立大学法学部卒業・学士(法学)取得
- 1994 年 東京都立大学大学院修了·修士(法学)取得
- 1997年 東京都立大学大学院社会科学研究科基礎法学専攻博士課程単位取得退学
- 1997年 東京都立大学法学部助手
- 2000年 信州大学経済学部経済システム法学科助教授
- 2003年 コロンビア大学ロースクール (米国) 客員研究員 (~2004年)
- 2005年 学位取得 (博士 (法学) (東京都立大学))
- 2005年 信州大学大学院法曹法務研究科助教授
- 2007年 信州大学大学院法曹法務研究科准教授
- 2009年 首都大学東京(現東京都立大学)都市教養学部法学系教授
- 2017 年 首都大学東京(現東京都立大学)都市教養学部長兼法学系長兼大学院社会科 学研究科長
- 2018 年 首都大学東京(現東京都立大学)法学部法学科教授兼法学部長兼大学院法学 政治学研究科長
- 2019 年 河北工業大学人文·法律学部客員教授
- 2019年 武漢工程大学客員教授
- 2019 年 武漢大学法学部兼職教授
- 2019年 中南民族大学法学部兼職教授

### 2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)

- 2016 年度 「刑法 1」「刑事訴訟法総合 2」
- 2017年度 「刑法 1」「刑事訴訟法総合 2」
- 2018年度 「刑法1」「刑事訴訟法総合2」
- 2019 年度 「刑事訴訟法総合 1」
- 2020 年度 「刑事訴訟法総合 1」

# 3 研究活動(過去5年間について)

#### (1) 著書

「サイバーセキュリティ基本法の制定とサイバーセキュリティへの刑事法的対応

(Special Report No. 131)

(単著, 2016年5月, 公共政策調査会)

「新・判例ハンドブック刑法各論」

(共著, 2016年9月, 日本評論社)

「事業用自動車の事故と責任」

(共著, 2017年2月, 三協法規出版)

「新・基本法コンメンタール刑法(第2版)」

(共著,2017年9月,『別冊法学セミナー』,日本評論社)

「社会安全政策論」

(共著, 2018年4月, 立花書房)

「医事法辞典」

(共著, 2018年10月, 信山社)

「刑法演習サブノート 210 問」

(共著, 2020年4月, 弘文堂)

「ビギナーズ犯罪法」

(共著, 2020年6月, 成文堂)

## (2) 論文

「『離脱の意思表明とその了承フォーミュラ』の成立と解消―共犯関係の解消・共犯の離脱に関する一考察―」

(単著,2016年7月,『法学会雑誌』57巻1号,東京都立大学法学会) 「街頭設置カメラの高機能化・生体認証機能と個人情報該当性―改正個人情報保護法 と防犯カメラ条例の意義―」

(単著,2017年1月,『法学会雑誌』57巻2号,東京都立大学法学会)「営業秘密侵害罪に関する刑事訴訟手続の特例(秘匿決定手続)と公開裁判を受ける権利」 (単著,2017年3月,『法学新報』123巻9=10号,中央大学法学会)「裁判員裁判時代における責任能力判断の所在」

(単著,2017年3月,『信州大学経法論集』1号,信州大学経法学部) 「危険運転致死傷罪の拡大の意義と課題」

(単著,2017年5月,『刑事法ジャーナル』52号,成文堂)「テロ防止のための捜査法」 (単著,2017年6月,前田雅英編集代表=公益財団法人公共政策調査会編『現代危機管理論―現代の危機の諸相と対策』,立花書房)「社会構造の変容と犯罪論における危険犯論・放火罪論の意義」

(単著, 2017年7月, 川端博ほか編『理論刑法学の探究⑩』, 成文堂)「犯罪の未然防止・再犯防止と情報の取扱いに関する覚書き」

(単著,2017年7月,『法学会雑誌』58巻1号,東京都立大学法学会)「無免許運転罪と『無免許運転による加重』の意義―悪質道路交通事犯への法的対応のあり方に関する一考察―」 (単著,2017年9月,高橋則夫ほか編『刑事法学の未来―長井圓先生古稀記念』刑事法学の未来―長井圓先生古稀記念,信山社出版)「防犯カメラ・ドライブレコーダー等による撮影の許容性と犯罪捜査・刑事司法にお

ける適法性の判断」(単著, 2017 年 11 月, 『警察学論集』70 巻 11 号, 立花書房) 「街頭設置カメラ映像の商用利用に関する一考察」

(単著, 2018年1月, 『法学会雑誌』58巻2号, 東京都立大学法学会) 「ボットネットのテイクダウンの法的許容性―米国の議論を中心に―」

(単著,2018年2月,『警察学論集』71巻2号,立花書房)「GDPRと刑事司法指令・PNR指令の相関―データの越境移転の規律を中心に」

(単著,2018年7月,『ジュリスト』1521号,有斐閣)「営業秘密の刑事法的保護の意義」

(単著,2018年7月,『法学会雑誌』59巻1号,東京都立大学法学会)「英米における『強盗』と『恐喝』」

(単著,2018年9月,『神戸法学雑誌』68巻2号,神戸大学法学会) 「高齢者犯罪対策の法的対応のあり方」

(単著,2018年10月,『犯罪社会学研究』43号,日本犯罪社会学会)「交通事犯における『不作為的要素』の評価と発覚免脱罪」 (単著,2018年10月,高橋則夫ほか編『日髙義博先生古稀祝賀論文集 下巻』,成文堂)

「ビッグデータ・ポリシングは何をもたらすか?―ICT・AI 技術を活用した警察活動 に関する議論の展開に向けて―」

(単著, 2019年1月, 『法学会雑誌』59巻2号, 東京都立大学法学会) 「捜査における継続的ビデオ撮影の許容性」

(単著, 2019年2月,『刑事法ジャーナル』59号, 成文堂) 「再生医療等安全性確保法の法的意義と機能―臍帯血流出事件にみる医療の法的規制のあり方―」

(単著, 2019年7月,『法学会雑誌』60巻1号, 東京都立大学法学会) 「『出所不明財産』に対する法的対応―イギリス・不明財産命令および中国・巨額財産 来源不明罪の機能と意義―」

(単著, 2019年7月, 『法学会雑誌』60巻1号, 東京都立大学法学会) 「『必要な処分』規定の必要性」

(単著, 2020年1月, 『法学会雑誌』60巻2号, 東京都立大学法学会) 「アメリカにおける実行の着手」

(単著, 2020年2月,『刑事法ジャーナル』63号,成文堂)「サイバー空間の犯罪捜査と国境・覚書き」

(単著, 2020年4月,『警察学論集』73巻4号, 立花書房) 「前田雅英教授の刑事法学」

(単著, 2020年7月, 秋吉淳一郎ほか編著『池田修先生 前田雅英先生 退職記念論文集 これからの刑事司法の在り方』,弘文堂)

「協議・合意制度の意義とその適用における検察官の裁量」

(単著, 2020年7月, 『法学会雑誌』61巻1号, 東京都立大学法学会) 「安全とプライバシー(特集・情報法というフロンティア)」

(単著, 2020 年 8 月, 『法学教室』 479 号, 有斐閣)

「人権が人命を護れなくなるとき―ソーシャルメディア・SNS 時代の表現の自由・通信の秘密・人格権の保護―」の秘密・人格権の保護―」

(単著, 2021年1月, 『法学会雑誌』 61巻2号, 東京都立大学法学会) 「サイバー犯罪捜査の変容」(単著, 2021年3月, 『警察政策』 23巻, 警察政策学会)

## (3) 判例評釈

「自動車運転者 2 名に赤色信号の殊更な無視による危険運転致死傷罪の共同正犯が成立するとされた事例」

(単著, 2018年4月,『平成29年度重要判例解説』,有斐閣) 「予見可能性の意義(1)」

(単著, 2020 年 11 月,『刑法判例百選 I 総論』〔第 8 版〕, 有斐閣) 「建造物の現住性(1)」

(単著, 2020年11月, 刑法判例百選Ⅱ各論〔第8版〕, 有斐閣)

### (4) その他

「放火罪・公共危険犯 (ワークショップ 3)」

(単著, 2016年5月,『刑法雑誌』55巻3号,日本刑法学会)「司法取引の導入―協議・合意制度および刑事免責制度について」

(単著,2016年9月,『経営法友会レポート』511号,経営法友会) 「演習 刑法」

(単著, 2016年4月~2017年3月,『法学教室』427号~438号, 有斐閣) 「高齢万引き被疑者に対する処分のあり方, 再犯防止について」

(単著,2017年3月,東京都青少年・治安対策本部・万引きに関する有識者研究会『高齢者による万引きに関する報告書―高齢者万引きの実態と要因を探る

一』,東京都青少年・治安対策本部総合対策部安全・安心まちづくり課) 「防犯カメラの高機能化と法的規制の新たな動向」

(単著,2017年10月,『日防設ジャーナル』118号,日本防犯設備協会)「ボットネットのテイクダウン〜プロアクティブな対応と法的課題〜」

(単著,2018年2月,『警察学論集』71巻2号,立花書房) 「捜査におけるカメラ画像の活用と課題」

(単著,2018年4月,『警察政策学会資料』100号,警察政策学会)「彷徨える『被害者の落ち度伝説』と事案の適正評価のゆくえ」

(単著, 2018年6月,『罪と罰』55巻3号,日本刑事政策研究会)

「カメラ画像の利活用の課題―法的立場から(特集 カメラ画像の保護と利活用に関するシンポジウム)」 (単著, 2018 年 11 月, 『NBL 1133 号』, 商事法務)

「人手不足と情報保護法制とプライバシー」 (単著, 2018 年 11 月, 『Business Law Journal 』 11 巻 11 号, レクシスネクシス・ジャパン)

「道路監控攝像頭・道路安装攝像頭的法律問題―日本法律的現状」 (単著,2019年1月,(星周一郎・閻冬〔訳〕)『法学会雑誌』59巻2号,東京都立大学法学会)「強風時等における速度違反取り締まりの目的は?」

(単著,2019年2月,『日本医事新報』4948号,*日本医事新報社*)「東名高速自動車飲酒運転事故」

(単著,2019年4月,『法学教室(別冊付録・平成の法律事件)』463号,有斐閣) 「防犯カメラの高機能化と個人情報保護・プライバシーへの影響」 (単著,2019年12月,『季報情報公開・個人情報保護』75号,行政管理研究センター)

「【パネリスト発表①】ボットネットのテイクダウン〜プロアクティブな対応と法的 課題〜」

(単著, 2019年12月,『警察政策研究』22号, 警察大学校警察政策研究センター) 「あおり運転と危険運転致死傷罪」

(単著, 2020年2月,『交通法研究』48号, 有斐閣) 「サイバー犯罪捜査と『国境』」

(単著, 2020年4月, 『警察学論集』 73巻4号, 立花書房)

#### (5) 学会・研究会報告

2016年12月,万引きに関する有識者研究会(東京都青少年・治安対策本部)において,「高齢万引き被疑者に対する処分のあり方,再犯防止について」のテーマで報告。2017年3月,SECURITY SHOW 2017共催企画 万引対策強化国際会議において,「『集団窃盗対策』『盗品処分先対策』『ネット企業の盗品転売防止対策』『地域連携による万引対策』等パネルディスカッション」のテーマで報告。

2017年5月,日本刑法学会WS3「強盗罪の諸問題」において、「英米における 『強盗罪』およびその関連犯罪」のテーマで報告。

2017 年 9 月、社会安全フォーラムにおいて、「ボットネットのテイクダウン―プロアクティブな対応と法的課題―」のテーマで報告。

2017年10月,第20回日本防犯設備協会特別セミナーにおいて、「防犯カメラの高機能化と法的規制の新たな動向」のテーマで報告

2017年11月,長春理工大学法学院において、「受賄罪的保護法益以及刑事処罰功能」 (星 周一郎・閻 冬〔訳〕) のテーマで報告

2017 年 11 月, 吉林財経大学法学院において,「性質悪劣的交通犯罪在刑法的対策―日本的対策―」(星 周一郎・計 拓〔訳]) のテーマで報告

2017 年 11 月,吉林大学法学院において、「性質悪劣的交通犯罪在刑法的対策―日本的対策―」(星 周一郎・計 拓=閻 冬〔訳〕)のテーマで報告

2017年12月,座間市における事件の再発防止に関する関係閣僚会議幹事会・第3回有識者ヒアリングにおいて、「『サイバー起点型』被害の未然防止について」のテーマで報告

2018年2月,平成29年度警察庁サイバーセキュリティ政策会議・第3回会議において,「ボットネット・テイクダウンにおけるシンクホール実施等に関する法的課題」のテーマで報告

2018年3月、強盗と恐喝の比較法・沿革の研究・神戸大学において、「英米における『強盗』と『恐喝』のテーマで報告

2018 年 3 月, 犯罪・交通事象・警備事象の予測における ICT 活用の在り方に関する 有識者研究会・第 4 回会議において,「犯罪・交通事象・警備事象の予測のための情報 利用とプライバシー」のテーマで報告

2018年3月,警察政策学会(管理運用研究部会)フォーラムにおいて,「捜査におけるカメラ画像の活用と課題」のテーマで報告

2018 年 3 月、 ICT を活用した防犯対策モデルに関する勉強会(総務省)において、「防犯カメラ映像の個人情報該当性と防犯カメラ条例の意義」のテーマで報告

2018年5月,天津師範大学法学院において,「街頭監控攝像頭的机能和安装,利用的 法的根据―日本法的現状」(星 周一郎・閻 冬〔訳〕)のテーマで報告

2018年5月,南開大学法学院において、「道路監控攝像頭・道路安装攝像頭的法律問題―日本法的現状」(星周一郎・閻冬〔訳〕)のテーマで報告

2018 年 7 月,カメラ画像の保護と利活用に関するシンポジウム(科学研究費補助金基盤研究(A)「パーソナルデータの保護と利活用に関する法分野横断的研究」)において,「カメラ画像の利活用の課題~法的立場から~」のテーマで報告

2018 年 11 月, 西北政法大学刑事法学院において,「危険駕駛行為在法律上応該如何対応―日本的対策 ―」(星 周一郎・馬 鳴宇〔訳〕)のテーマで報告

2018 年 11 月, 現行刑事法研究会において,「情報の刑事法的保護と刑事手続法的対応」のテーマで報告

2019年2月, (一社)全国警備業協会 第11回セキュリティ・コンサルタント講習において,「セキュリティにおける法的リスク」のテーマで報告

2019年6月,日本交通法学会第50回定期総会において,「あおり運転と危険運転致 死傷罪」のテーマで報告

2019年7月、(一社)全国警備業協会 第59回セキュリティ・プランナー講習において、「防犯カメラ設置・運用の法的根拠と適正運用」のテーマで報告

2019 年 8 月, 第 17 回情報公開・個人情報保護審査会委員等交流フォーラムにおいて,「防犯カメラの高機能化と個人情報保護・プライバシー保護への影響」のテーマで

#### 報告

2019 年 9 月,河北工業大学人文与法律学院において,「大数据监管会带来什么?—ICT、AI 技术的警察活动和个人隐私的保护」(星 周一郎,韓 草(訳))のテーマで報告

2019 年 9 月, 燕山大学文法学院において,「街头监控摄像头的机能和安装、利用的法的根据―日本法的现状」(星 周一郎,韓 草=閻 冬(訳)) のテーマで報告

2019 年 10 月, (一社)全国警備業協会 第 61 回セキュリティ・プランナー講習において,「防犯カメラ設置・運用の法的根拠と適正運用」のテーマで報告

2019年10月,中南民族大学法学院において,「关于贿赂的刑事限制和其社会机能―学术交流相互理解的必要性―」(星周一郎,王 梦=閻冬(訳))のテーマで報告

2019 年 10 月, 武漢工程大学法商学院において, 「大数据监管会带来什么?—ICT、AI 技术的警察活动和个人隐私的保护—」(星 周一郎, 韓 草(訳)) のテーマで報告

2019年11月,中南民族大学法学院において,「街头监控摄像头的机能和安装、利用的法的根据―日本法的现状」(星周一郎,閻冬(訳))のテーマで報告

2019 年 11 月, 武漢大学恢復法科教育 40 周年記念学術活動において,「关于贿赂的刑事限制和其社会机能―学术交流 相互理解的必要性―」(星 周一郎,閻 冬(訳))のテーマで報告

2019 年 11 月,中南民族大学法学院において,「大数据监管会带来什么?—ICT、AI 技术的警察活动和个人隐私的保护—」(星 周一郎、韓 草(訳))のテーマで報告

2019 年 11 月, (一社)全国警備業協会 第 62 回セキュリティ・プランナー講習において,「防犯カメラ設置・運用の法的根拠と適正運用」のテーマで報告

2019 年 11 月、社会安全フォーラム「サイバー犯罪捜査における国際連携について ~国境を越えて保存されるデータへの対応を中心に~」において、「サイバー犯罪捜査 と『国境』」のテーマで報告

2020年2月、(一社)全国警備業協会 第12回セキュリティ・コンサルタント講習において、「セキュリティサービスを提供する企業が対策を優先すべきリスク」のテーマで報告

2020年2月,第18回AD知創造勉強会(あいおいニッセイ同和損保株式会社)おいて,「あおり運転に関わる法的課題」のテーマで報告

2020年11月、(一社)全国警備業協会 令和2年度第4回・第5回セキュリティ・プランナー講習において、「防犯カメラ設置・運用の法的根拠と適正運用」のテーマで報告

2021年3月, (一社)全国警備業協会 第13回セキュリティ・コンサルタント講習において、「セキュリティサービスを提供する企業が対策を優先すべきリスク」(のテーマで報告

# 4 学外での公的活動, 社会貢献活動等

日本刑法学会会員,警察政策学会会員・理事,法と精神医療学会会員,法務省日本法令外国語訳推進会議構成員,一般社団法人日本サイバー犯罪対策センター理事,文部科学省共通到達度確認試験試験委員,法務省司法試験予備試験(刑法)考查委員,警察庁総合セキュリティ対策会議委員,最高裁判所裁判所書記官等試験委員会臨時委員(刑法),警察庁サイバーセキュリティ政策会議委員,法務省司法試験(刑法)考查委員,日本防犯設備協会 RBSS (優良防犯機器認定制度)審議会委員,日鉄ソリューションズ株式会社社外監查役等を務める。

# 《兼担教員》教授 山神 清和(知的財産法)

## 1 略歴

- 1991年 東京大学法学部卒業・法学士
- 1994 年 東京大学大学院法学政治学研究科修士課程修了·法学修士
- 1997年 東京大学大学院法学政治学研究科博士課程単位取得退学
- 2001年 東京大学法学政治学研究科附属ビジネスローセンター助手
- 2005年 首都大学東京(現東京都立大学)都市教養学部法学系准教授
- 2012年 首都大学東京(現東京都立大学)都市教養学部法学系教授
- 2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)
  - 2016年度 「知的財産法 1」「知的財産法 2」
  - 2017 年度 「知的財産法 1」「知的財産法 2」
  - 2018年度 「知的財産法 1」「知的財産法 2」
  - 2019年度 「知的財産法 1」「知的財産法 2」
  - 2020 年度 「知的財産法 1」「知的財産法 2」
- 3 研究活動(過去5年間について)

#### (1) 論文

「人の精神活動が介在するコンピュータソフトウェア関連発明の発明該当性」

(単著, 2016年, 『ビジネスロージャーナル』98号, 110-115頁)

「共有著作権と正当理由(1)」

(単著, 2016年, 『著作権法判例百選[第5版]』178-179頁, 有斐閣)「自炊代行サービスと複製行為の主体,」

(単著, 2017 年, 『ビジネスロージャーナル』110 号, 130-135 頁) 「音楽教育と著作権 一論文執筆における他人の著作物の引用についてー」 (日本音楽教育学会倫理綱領作成委員会編,2017年,『音楽教育にかかわる人の倫理ガイドブック― 研究と実践に向き合うために』49頁,日本音楽教育学会)「自炊代行サービスと複製行為の主体」

(単著, 2017年, ビジネスロージャーナル 110号 130頁)

## 4 学外での公的活動及び社会貢献活動

財団法人ソフトウェア情報センターCSDB検討委員会委員。クリエティブ・コモンズ監事。著作権法学会第128回著作権判例研究会で報告(2014年6月27日)。文化庁・教育の情報化の推進に関する当事者間協議委員(公大協選出)(2016年度)。財団法人デジタルコンテンツ協会「法的環境動向に関する調査研究会」委員。日本工業所有権法学会,著作権法学会,法とコンピュータ学会,情報ネットワーク法学会に所属。

# 《兼担教員》准教授 門脇 雄貴(行政法)

#### 1 略歴

1999 年 東京大学法学部卒業

2001 年 東京大学大学院法学政治学研究科修士課程修了·修士(法学)

2006年 東京大学大学院法学政治学研究科博士課程単位取得退学

2006年 首都大学東京(現東京都立大学)都市教養学部法学系准教授

2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)

2016年度 「行政法」「行政法総合 2」

2017 年度 「行政法」「行政法総合 2」

2018 年度 「行政法」「行政法総合 2」「行政法総合 3」「公法総合演習」

2019 年度 「行政法総合 2」

2020 年度 「行政法総合 2」

### 3 研究活動(過去5年間について)

## (1) 論文

「[評釈]日本国外で医療を受けた場合の一般医療費の支給申請却下処分と被爆者援護法 18条1項(判例解説)」

(単著, 2016年, 『 ジュリスト 1398号「2015年度重要判例解説」』, 有斐閣) 「機関訴訟と自己訴訟 ―ドイツにおける両概念の関係」

(単著, 2016年, 『現代行政法の構造と展開』, 有斐閣)

「行政活動に関する法律の根拠」 (単著, 2017年, 『論点体系 判例行政法 1』, 第一法規)

「「評釈」地方議会のする議院資格決定と不服申立権者の範囲」

(単著,2017年,『別冊ジュリスト236号「行政判例百選II[第7版]」』,有斐閣)「情報公開請求権と情報公開請求訴訟の性質」「意思形成過程情報と情報公開」「自己情報の本人開示請求」「食糧費と情報公開」「部分開示の範囲」「未公表文書の情報公開と公表権侵害」「文書不存在を理由とする不開示決定の取消訴訟における主張立証責任」「開示決定に対する第三者の取消訴訟」「弁護士に対する戒告処分の公告の執行停止」「行政による調査結果の公表」「行政の周知徹底義務」

(単著, 2018年『新・判例ハンドブック 情報法』, 日本評論社)

4 学外での公的活動, 社会貢献活動等

多摩市情報公開・個人情報運営審議会委員,東京都建築審査会委員を務める(~2015年)。

府中市個人情報審査会委員を務める(~2014年)。

八王子市情報公開・個人情報審査会委員を務める(~2012年)。

# 《兼担教員》准教授 作内 良平(民法)

1 略歴

2003 年 東京大学法学部卒業

2006 年 東京大学大学院法学政治学研究科修士課程修了·修士(法学)

2009 年 東京大学大学院法学政治学研究科博士課程単位取得退学

2009年 首都大学東京(現東京都立大学)都市教養学部法学系准教授

2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)

2016年度 (特別研究期間)

2017 年度 「民法演習」

2018 年度 「民法演習」

2019 年度 「民法演習」

2020 年度 「民法演習」

- 3 研究活動(過去5年間について)
- (1) 論文

「イヴ=マリ・レティエ・契約の履行と裁判官」

(翻訳, 2016年, 『法律時報』87巻7号71-73頁)

「遺産分割と登記」

(単著, 2018 年, 大村敦志・水野紀子編『民法判例百選 III [第2版]』146-147 頁、有 斐閣)

「新・判例ハンドブック債権法2」潮見佳男ほか編著

(分担執筆, 2018年, 139-144頁〔判例解説 6 件〕, 日本評論社)「新たな居住用賃貸借類型の創設――連帯のための物権設定型賃貸借に関する 2016年7月20日のオルドナンス」 (単著, 2019年, 日仏法学 30号 167-170頁)「廃棄物の埋められた土地と販売業者の責任」

(単著,2020年,河上正二·沖野眞巳編『消費者法判例百選〔第2版〕』 166-167頁,有斐閣)

「共同企業体と地方公共団体との請負契約に付された約款における賠償金条項の解釈[最高裁判所第二小法廷平成 26.12.19 判決]」(単著、2021 年、法学会雑誌 61 巻 2 号 301-311 頁)

「民法学者のメチエ?: フレデリック・ルヴィエール『民法』(クセジュ文庫)の紹介」(単著、2021年、法学会雑誌 61巻 2号 275-300頁)

4 学外での公的活動及び社会貢献活動 日仏法学会に所属

# 《兼担教員》准教授 田尾 亮介(行政法・財政法)

## 1 略歴

2004 年 東京大学法学部卒業·学士(法学)取得

2006 年 東京大学公共政策大学院修了·公共政策学修士(専門職)取得

2014年 東京大学大学院法学政治学研究科博士課程修了・博士(法学)取得

2016年 首都大学東京(現東京都立大学)社会科学研究科准教授

2018年 首都大学東京(現東京都立大学)法学政治学研究科准教授

2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)

2017年度 「地方自治法」

2018 年度 「情報法」

2019 年度 「情報法」「地方自治法」

2020 年度 「情報法」「地方自治法」

3 研究活動(過去5年間について)

#### (1) 著書

「論点体系 判例行政法1」 「論点体系 判例行政法2」 「地方財務判例 質疑応答集」 「条解 国家賠償法」 (共著, 2017年, 第一法規) (共著, 2017年, 第一法規) (共著, 2018年, ぎょうせい) (共著, 2019年, 弘文堂)

## (2) 論文・判例評釈等

「契約と行政行為の並存・交錯状況―フランスの場合」

(単著, 2016年,『現代行政法の構造と展開 小早川光郎先生古稀記念』685 頁, 有斐閣)

「書評 碓井光明著 行政不服審査機関の研究」

(単著,2017年,『行政管理研究』158号80頁,行政管理研究センター) 「第二次納税義務者による不服申立て」

(単著,2017年,『行政判例百選Ⅱ(第7版)』278頁,有斐閣) 「立法者意思・立法趣旨の探求―地方議会会派運営費交付金事件」

(単著, 2017年, 『法学教室』 447号 30頁, 有斐閣)

「別荘給水契約者に対する差別的水道料金体系の適法性」,「公害防止事業負担金を 課すことのできる事業者」,「土地区画整理組合への市職員の派遣と給与支出の適 法性」

(単著, 2017年, 『地方財務判例 質疑応答集』1701頁, 2114頁, 3196頁, ぎょうせい)

「フランス」

(単著, 2019年,『諸外国の情報公開制度に関する調査研究報告書』149頁, 235頁, 295頁, 行政管理研究センター)

「財政法学から見た地方公共団体―地方財政計画・補助金を端緒に考える」

(単著, 2019年, 『法律時報』91巻 12号 38頁, 日本評論社) 「オリンピックの費用負担と都市財政」

(単著, 2020年, 『法学セミナー』 787号 25頁, 日本評論社)

#### (3) 学会・研究会報告

2016 年 9 月, 京都大学経営管理大学院において,「アメリカ・イギリス・ドイツのBID 制度とその比較」のテーマで報告

2018年11月,日本財政法学会第37回研究大会において,「租税を使わない国家・ 序説—アメリカ・ドイツのビジネス改善地区(BID)と日本の受益者負担」のテーマで 報告

- 4 学外での公的活動及び社会貢献活動
  - ・総務省行政管理局・諸外国における情報公開制度に関する調査研究(2018年度)
  - · 立教大学法学部兼任講師 (2019 年度)
  - ・JSPS 人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業運営委員会専門委員 (2019 年 10 月~)
    - ・三菱地所&東大社研「災害時自立生活圏・公共貢献研究会」(2020年11月~)

# 《兼担教員》准教授 堤 健智(民法)

## 1 略歴

2003年 東京大学法学部第2類(公法コース)卒業 学士(法学)

2003 年 東京大学大学院法学政治学研究科助手

2006年 首都大学東京(現東京都立大学)都市教養学部法学系准教授

- 2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目) 2020年度 「民法3」
- 3 研究活動(過去5年間について)
- (1) 著書

該当なし

(2) 論文・判例評釈等

「個別信用購入あっせんにおける名義貸し」

(単著, 2018年, 判例批評, 都法 59 巻 1号, 289 頁)

(3) 学会・研究会報告

2018年11月, 東京大学民事法判例研究会において, 最1小判平成29年12月18日集71巻10号2546頁について報告。

4 学外での公的活動及び社会貢献活動 日本私法学会会員

# 《兼担教員》准教授 新倉 圭一郎 (国際法)

- 1 略歴
  - 2017年 東京大学大学院総合文化研究科・博士 (学術) 取得 2019年 首都大学東京 (現東京都立大学) 都市教養学部准教授
- 2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)2019年度 「国際法1」2020年度 「国際法1」「国際法2」
- 3 研究活動(過去5年間について)
- (1) 著書

「英米における『絶対免除主義』の理論的根拠-政府船舶への対物訴訟の分析を通じて-」

(単著, 2016年, 『国際関係論研究』 32号 45-76頁, 国際関係論研究会)

4 学外での公的活動及び社会貢献活動 国際法学会に所属

## 《兼担教員》准教授 堀田 周吾(刑事訴訟法)

- 1 略歴
  - 2001年 東京都立大学法学部法律学科卒業
  - 2003 年 東京都立大学社会科学研究科基礎法学専攻修了·修士(法学)
  - 2004年 東京都立大学法学部法律学科助手
  - 2005年 首都大学東京(現東京都立大学)都市教養学部法学系研究員
  - 2007年 駿河台大学法学部専任講師
  - 2010年 駿河台大学法学部准教授
  - 2011年 首都大学東京(現東京都立大学)都市教養学部法学系准教授
- 2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)
  - 2016 年度 「刑事訴訟法総合 1」
  - 2017年度 「刑事訴訟法総合1」
  - 2018年度 「刑事訴訟法総合1」
  - 2019 年度 「刑事訴訟法総合 2」

2020年度 「刑事訴訟法総合 2」

- 3 研究活動(過去5年間について)
- (1) 著書

「プロセス講義刑事訴訟法」

(共著, 2016年, 信山社出

版)

「法学学習 Q&A」

(共著, 2019年, 有斐閣)

「被疑者取調べと自白」

(単著, 2020年, 弘文堂)

## (2) 論文

「ミランダ・ルールと任意性テスト (三・完)」

(単著, 2016年1月,『法学会雑誌』56巻2号, 東京都立大学法学会) 「取調べの録音・録画記録の証拠利用――とりわけ実質証拠利用の可能性について」 (単著, 2016年,『捜査研究』785号, 東京法令出版)

「任意取調べの限界に関する序論的考察」

(単著, 2017年, 『法学新報』123巻9・10号, 中央大学法学会) 「退去強制により出国した者の検面調書について」

(単著, 2018年,『日高義博先生古稀祝賀論文集』,成文堂)「おとり捜査に対する法的規律の構造――二分説の再検討を中心に」

(単著, 2020年7月, 秋吉淳一郎ほか編『これからの刑事司法の在り方 ——池田修先生・前田雅英先生退職記念論文集』, 弘文堂)

### (3) 判例評釈

「私人作成の燃焼実験報告書(最決平成20年8月27日)」

(単著,2017年,『刑事訴訟法判例百選[第 10 版]』,有斐閣) 「公訴時効規定の改正と遡及処罰(最判平成 27年 12月 3日)」

(単著, 2018年,『刑事訴訟法 基本判例解説「第2版]』,信山社出版)

## 4 学外での公的活動,社会貢献活動等

日本刑法学会会員、警察政策学会会員、サイバーセキュリティ法制学会会員「警察が設置する街頭防犯カメラシステムに関する研究会」法的WG(2009~2010年)「保険金犯罪・不正請求等防止対策タスクフォース」委員(2012~2013年)

# 《兼担教員》准教授 山羽 祥貴 (憲法)

### 1 略歴

2014 年 東京大学大学院法学政治研究科法曹養成専攻専門職学位課程修了·法務博士 (専門職)取得

2018年 東京大学大学院法学政治研究科総合法政専攻博士課程単位取得退学

2019年 首都大学東京(現東京都立大学)都市教養学部准教授

2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)

2019 年度 「情報法」「地方自治法」

2020年度 「情報法」「地方自治法」

- 3 研究活動(過去5年間について)
- (1) 論文·判例評釈等

「夫婦同氏を定める民法 750 条の憲法適合性(最大判平成 27 年 12 月 16 日民集 69 巻 8 号 2586 頁)」

(共著, 2018年, 『法学協会雑誌』」135巻6号1440頁, 法学協会)「媒質の思考(1):表現の自由の根幹について」

(単著,2020年1月,『法学会雑誌』60巻2号111頁,首都大学東京法学部) 「『憲法上の地方公共団体』についてのノート」

(単著, 2020年, 法学会雑誌 61 巻 1 号 85 頁, 東京都立大学法学会)

4 学外での公的活動及び社会貢献活動 日本公法学会、全国憲法研究会に所属

## 「《兼任教員》講師 石田 拡時(弁護士実務・実務家教員)

#### 1 略歴

1995年 早稲田大学商学部卒業

2005年 司法試験合格

2006 年 東京都立大学大学院社会科学研究科法曹養成専攻修了・法務博士(専門職) 取得

2007年 弁護士登録,四谷共同法律事務所

2012年 首都大学東京(現東京都立大学)法科大学院非常勤講師

2017年 曙橋共同法律事務所

2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)

2016年度 「法学入門演習」「民事法入門演習」

2017年度 「法学入門演習」「民事法入門演習」

2018年度 「法学入門演習」「民事法入門演習」

2019年度 「法学入門演習」「民事法入門演習」

2020年度 「法学入門演習」「民事法入門演習」

3 研究活動(過去5年間について)

## (1) 著書

「労働事件ハンドブック」(共著,2017年,労働開発研究会)

「労働事件ハンドブック < 2018 年 > 」 (共著, 2018 年, 労働開発研究会)

「インターネットとヘイトスピーチ」(共著,2019年,現代人文社)

「働き方改革関連法その他重要改正のポイント(労働事件ハンドブック追補)」

(共著, 2020年, 労働開発研究会)

4 学外での公的活動及び社会貢献活動

公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター「不当要求防止責任者講習」講師 (2013 年度~)

第二東京弁護士会 人権擁護委員会 民族的マイノリティ部会・部会長 (2015 年度~)

第二東京弁護士会 民事介入暴力対策委員会 副委員長 (2017 年度~)

# <u>《兼任教員》講師 岩出 誠(労働法・実務家教員)</u>

# 1 略歴

1973年 千葉大学人文学部法経学科卒業

1973年 司法試験合格

1975 年 東京大学大学院法学政治学研究科修了・修士(法学) 取得

1975 年 司法修習生

1977年 弁護士登録, 山本栄則法律事務所

1981年 飯田・岩出特許法律事務所

1985年 千葉大学法経学部非常勤講師(~1989年)

1986年 岩出綜合法律事務所所長

- 1991年 千葉工業大学工業経営学科非常勤講師(~1994年)
- 1998年 柏市男女共同参画推進審議会会長就任(~2002年3月)
- 1998年 東京簡易裁判所調停委員就任
- 2001年 ロア・ユナイテッド法律事務所代表パートナー
- 2001年 厚生労働省労働政策審議会労働条件分科会公益代表委員就任(~2007年4月)
- 2005年 青山学院大学大学院ビジネス法務専攻非常勤講師
- 2006 年 首都大学東京(現東京都立大学)法科大学院社会科学研究科法曹養成専攻非 常勤講師
- 2006年 青山学院大学客員教授
- 2007年 千葉大学大学院専門法務研究科非常勤講師
- 2008年 千葉大学大学院専門法務研究科客員教授(~2017年3月)
- 2010年 東京地方裁判所調停委員就任

国土交通省「建設弘済会等に係る事業譲渡手法等の課題検討チーム」アド バイザリースタッフ就任

厚生労働省「外ぼう障害に係る障害等級の見直しに関する専門検討会」専 門委員就任

- 2012年 千葉県ハラスメント相談・苦情処理 委員会委員
- 2018年 明治学院大学客員教授
- 2020 年 日弁連·労働法制委員会委員就任
- 2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)
  - 2016 年度 「社会法総合演習」
  - 2017年度 「社会法総合演習」
  - 2018 年度 「社会法総合演習」
  - 2019 年度 「社会法総合演習」
  - 2020 年度 「社会法総合演習」
- 3 研究活動(過去5年間について)

### (1) 著書

「2015 年改正労働法の企業対応~改正派遣法,女性活躍推進法,マイナンバー制度等の実務上留意点~」 (2016 年 4 月,中央経済社)

「新労働事件実務マニュアル 第4版」

(東京弁護士会労働法制特別委員会編著, 2017年)

「実務Q&Aシリーズ 募集・採用・内定・入社・試用期間」

(労務行政研究所編, 2017年, 労務行政)

「アルバイト・パートのトラブル相談Q&A―基礎知識から具体的解決策まで― | (編集代表/岩出 誠 編者/ロア・ユナイテッド法律事務所, 2017年, 民事法研究 会)

「実務Q&Aシリーズ 懲戒処分・解雇」(労務行政研究所編、2017年、労務行政) 「M&Aにおける労働法務DDのポイント」 (東京弁護士

会労働法制特別委員会企業集団/再編と労働法部会編著,2017年,商事法務) 「Q&A 働き方改革法の解説と企業の実務対応」(編集代表, 2018 年, ロギカ書房) 「「働き方改革関連法」 改正にともなう就業規則変更の実務」 (編著, 2018年, 清文社) 「労災民事賠償マニュアル―申請、認定から訴訟まで」

(編集代表, 2018年, ぎょうせい)

「人事労務担当者の疑問に答える平成30年改正労働基準法」

(編集代表, 2019年, 第一法規出版)

「最新整理 働き方改革関連法と省令・ガイドラインの解説」

(編集代表, 2019年, 日本加除出版)

「労働事件 立証と証拠収集 改訂版」 舎)

(編集代表, 2019年, 創耕

「最新通達・ガイドラインを踏まえた働き方改革関連法・パワハラ対応の企業実 務日

(単著, 2019年, 中央経済社)

「労働法実務大系(第2版)」

(単著, 2019年, 民事法研究会)

「労災の法律相談」

(編集代表, 2019年, 青林書院)

「新・労働法実務相談 職場トラブル解決のためのQ&A(第3版)」

(共著, 2020年, 労務行政研究所)

「新労働事件実務マニュアル (第5版)」

(共著、2020年、ぎょうせい)

「働き方改革関連法判例解釈でひもとく改正法解説と企業対応策」

(単著, 2020年, 清文社)

「労働契約法のしくみと企業対応 Q&A 1冊でわかる新たな雇用ルール」

(共著, 2020年, ぎょうせい)

「2020年版 年間労働判例命令要旨集」

(共著、2020年、労務行政研究所)

「新型コロナ 労務トラブル ケース別相談事例集」(2020年、日本法令)

「新型コロナ対応人事・労務の実務Q&A―災害・感染症から日常のリスクマネジ メントまで」 (編著、2002年、民事法研究会)

「働く人を守る!職場六法」

(2021年、講談社)

「ケーススタディ労働審判 第3版」 (編著、2021年、法律情報出版)

「新型コロナ 労務トラブル」

(2021年、税経)

#### (2) 論文

「「女性活躍推進法」&「青少年雇用促進法」概要と実務のポイント(下)」

(2016年, 『ビジネスガイド』817号48頁, 日本法令)

「改正労働者派遣法の企業への影響」

(2016年, 『会社法務 A 2 Z』 105 号 8 頁, 第一法規)

「労災保険給付受給者への打切補償による解雇の可否ー学校法人専修大学事件」

(2016年,『ジュリスト』1489号 122頁,有斐閣)

「司法による労災保険制度破壊への懸念」

(2016年,『至誠』創立60周年記念号(法友会第6部至誠会)25頁) 「判例から学ぶ 割増賃金にかかわる実務上の留意点」

(2016年, 『労務事情』1316号6頁, 産労総合研究所)

「重度認知症患者の家族の監督義務と損害賠償義務」

(2016年,『調停時報』194号13頁,日本調停協会連合会) 「定年後再雇用規程見直しのポイント」

(2016年,『労務事情』2016年12月1日号6頁,産労総合研究所) 「最高裁判決以降のマタハラ問題~広島中央保険生協事件・最一小判2014・10・23 の影響~」

(2017年,『会報』2017年3月付436号2頁,東京都社会保険労務士会)「【企業法務テーマ別2017年の展望(人事・労務)】正社員・非正社員の待遇格差や長時間労働問題が俎上に」

(2017年,『会社法務 A2Z』 2017年1月号16頁,第一法規) 「私生活上の性的非違行為と懲戒解雇の可否-東京メトロ事件」

(2017年,『ジュリスト』2017年5月1日付1506号112頁,有斐閣)「【企業法務テーマ別2018年の展望3人事・労務】職業紹介機能強化(改正職安法)や法定雇用率の引上げ(改正障害者雇用促進法)等への対応が待ったなし」

(2017年,『会社法務 A2Z』2017年 12月 25日付 128号 16頁,第一法規) 「懲戒解雇・普通解雇を巡る法的留意点」

(2017年, 『労務事情』2017年9月1日付1346号26頁, 産労総合研究所) 「実務詳説「適法な出向」の要件や課題」

(2017年,『会社法務 A2Z』2017年7月25日付123号38頁,第一法規)「Q&A 女性労働にかかわる法的留意点-最近の法令・指針,裁判例等を踏まえて整理する-」

(2017年, 『労務事情』2017年4月15日付1338号26頁, 産労総合研究所) 「Q&A グループ企業の労務管理」

(2018年、『労務事情』2018年3月1日付1357号32頁, 産労総合研究所)

「期間雇用の 65 歳更新上限規則等に基づく雇止めの違法性―日本郵便(期間雇用社員ら・雇止め)事件」

(2018年、ジュリスト2018年6月1日付1520号134頁)

『均等・均衡待遇に関する法改正と実務上の留意点』

(2018年, 『労務事情』2018年10月1日付1370号6頁)

『出社(出勤)命令の可否にかかわる法的留意点』

(2019年, 『労務事情』 2019年3月15日付1380号17頁)

『働き方改革法と民事調停』

(2019年,『調停時報』2019年3月25日付202号34頁)

「期間雇用の 65 歳更新上限規則等に基づく雇止めの適法性-日本郵便 (期間雇用社員ら・雇止め事件」

(2018年,『ジュリスト』2018年6月1日付1529号134頁,有斐閣) 「固定残業代の許容要素-日本ケミカル事件」

(2019年,『ジュリスト』2019年3月1日付1529号118頁,有斐閣) 「改正労基法・安衛法でも強化!通勤における過労事故をめぐる安全配慮義務」

(2019年、『ビジネスガイド』2019年4月10日868号52頁)

「使用者はどのような場合に従業員に対して損害賠償請求でき、また、逆に損害賠償の責めを負うのか」

(2019 年、『労政時報』2019 年 12 月 13 日付第 3984 号付録 2 頁) 「業務上のミスなど、従業員の責めに基づく損害を本人に賠償させることの可否と 損害賠償請求可能な程度、その方法」

(2019 年、2019 年 12 月 13 日付第 3984 号付録 3 頁) 「職場で従業員にハラスメントによる被害が生じた場合、会社は損害賠償責任を負うか」 (2019 年、『労政時報』2019 年 12 月 13 日付第 3984 号付録 4 頁) 「身元保証人への損害賠償請求が可能か。どう請求により、身元保証人が保証契約の解除を申し入れてきた場合、どう対応すべきか」

(2019年、『労政時報』2019年12月13日付第3984号付録6頁)「負荷の高い業務を遂行中に従業員が自殺した場合、会社は損害賠償責任を負うか」 (2019年、『労政時報』2019年12月13日付第3984号付録10頁)「社宅に設置している家具・家電を損壊したり、火災を発生させたりした従業員に対して、どこまで損害賠償請求できるか」

(2019 年、『労政時報』2019 年 12 月 13 日付第 3984 号付録 15 頁) 「労使の債権放棄合意と弁済期延期等の労働協約の効力―平尾事件」

(2020年、『ジュリスト』2020年1月1日付 1540 号 99 頁)

「Q&A 新型コロナウイルス作為・不作為による労務トラブルと企業責任」

(2020年、『ビジネスガイド』2020年6月10日付第888号101頁)

「偽装請負と派遣法 40 条の 6 の労働契約申込みみなし-東リ事件-神戸地判令和 2・3・13」

(2021年、『ジュリスト』2021年2月25日付1555号135頁)

「コロナ感染と損害賠償・懲戒処分・人事考課」

(2021年、『ビジネスガイド』2021年3月10日付第899号19頁)

### (3) 学会・研究会報告

東大労働法研究会にての判例研究報告:上記ジュリスト労働法研究に反映

#### 4 学外での公的活動及び社会貢献活動

1977年4月から弁護士として活動。大型労働事件に携わるほか,100件以上の労働審判を処理。

東京弁護士会労働法制特別委員会副委員長(~2013年3月)として後進の育成に尽力 し、実務修習の司法修習生や法科大学院のエクスターンの指導にも当たる。

2001年,厚生労働省労働政策審議会労働条件分科会会員に就任し,労働基準法の改正,労働契約法の立法に関与(~2007年4月)。

2007年4月,人事院職員福祉局補償課精神疾患等認定基準研究会委員に就任し、精神障害の公務災害認定基準の改正に関与(~2007年10月)。

2010年7月、国土交通省「建設弘済会等に係る事業譲渡手法等の課題検討チーム」アドバイザリースタッフ就任。

2010年2月,厚生労働省「外ぼう障害に係る障害等級の見直しに関する専門検討会」専門委員に就任し,各基準改正等に関与。東京弁護士会労働法制特別委員会委員として「東京地裁労働部と東京三弁護士会の協議会 第11回」(2014年,『判タ』1403号27頁)

2018年10月23日,明治学院大学「みなと区民大学」(白金公開講座)にて研修会講師を担当("過労死・過労自殺に対する労使がなすべきリスク・マネジメント" 労働法の観点から不祥事を考える~)。

2018年12月6日,日本調停協会連合会研修委員会民事部会員として,上記論文の発表の他,研修会講師を担当(東京簡易裁判所調停委員研修会「条理を踏まえた調停による紛争解決~裁判例・労災認定基準等を踏まえたハラスメントにおける不適切行為と違法行為の区分を素材として~」)を実施。

2021年1月22日、山口県弁護士会研修会にて講師を担当(働き方改革関連法の重要論点、特に、同一労働同一賃金部分の施行(大企業、派遣)による実務への影響について~2021年4月施行に向けて中小企業はどのように対応すればよいか~)

# 《兼任教員》講師 上岡 亮(弁護士実務・実務家教員)

### 1 略歴

1991年 慶應義塾大学法学部政治学科卒業

1991年 住友海上火災保険株式会社勤務(~2000年)

2006 年 東京都立大学大学院社会科学研究科法曹養成専攻修了・法務博士(専門職) 取得

2007年 司法試験合格

2008年 弁護士登録,東京リベルテ法律事務所

2012年 首都大学東京(現東京都立大学)法科大学院非常勤講師

2019年 いずみパートナーズ法律事務所設立

# 2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)

2016年度 「法学入門演習」「民事法入門演習」

2017年度 「法学入門演習」「民事法入門演習」

2018 年度 「法学入門演習」「民事法入門演習」

2019 年度 「法学入門演習」「民事法入門演習」

2020年度 「法学入門演習」「民事法入門演習」

## 3 研究活動(過去5年間について)

(1) 論文・判例評釈等

法律コラムを執筆(単著,『ALPS』2016年7月号,2017年7月号、一般財団 法人地域社会ライフプラン協会)

4 学外での公的活動及び社会貢献活動

第二東京弁護士会·刑事弁護委員会, 労働問題検討委員会

東日本大震災による原発事故被災者支援弁護団

著作権法学会

# 《兼任教員》講師 遠藤 圭一郎(刑事訴訟法・裁判実務・実務家教員)

#### 1 略歴

2006 年 東京都立大学法科大学院社会科学研究科法曹養成専攻専門職学位課程修了· 法務博士(専門職)取得

2006年 司法試験合格

- 2006年 司法修習生
- 2008年 千葉地裁判事補
- 2010年 千葉地家裁判事補
- 2013年 法務省大臣官房司法法制部付
- 2016年 那覇地家裁沖縄支部判事補
- 2018年 那覇地家裁沖縄支部判事
- 2018年 最高裁広報課付
- 2020年 東京都立大学法科大学院非常勤講師
- 2 本学法科大学院における教育活動 (過去5年間の担当授業科目)2020年度 「模擬裁判」「刑事訴訟実務の基礎」

# 《兼任教員》講師 大橋 弘(民法・実務家教員)

#### 1 略歴

- 1970年 東京都立大学法学部卒業・学士(法学)取得
- 1973年 裁判官任官, 東京地裁八王子支部判事補
- 1976年 鹿児島家裁判事補
- 1978年 東京地裁判事補
- 1981年 札幌地裁判事補
- 1982年 札幌地裁判事
- 1985年 東京地裁判事
- 1988年 釧路地裁帯広支部長
- 1990年 東京地裁判事
- 1992年 最高裁判所調査官
- 1998年 東京地裁部総括判事
- 2001年 東京高裁判事
- 2005年 仙台高裁部総括判事
- 2009年 首都大学東京(現東京都立大学)法科大学院教授(~2014年)
- 2014年 首都大学東京(現東京都立大学)法科大学院非常勤講師
- 2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)
  - 2016年度 「民法演習」「民事裁判と事実認定」
  - 2017年度 「民法演習」「民事裁判と事実認定」
  - 2018年度 「民法演習」「民事裁判と事実認定」

2019年度 「民法演習」「民事裁判と事実認定」

2020年度 「民法演習」「民事法演習(旧:民事裁判と事実認定)」

3 学外での公的活動及び社会貢献活動

1973年4月,裁判官に任官。以来,東京地裁八王子支部,鹿児島家裁,東京地裁(前後4回),札幌地裁,釧路地裁帯広支部,最高裁調査官室,東京高裁,仙台高裁において主に民事事件などを担当。

東京高裁勤務当時は日弁連からの委嘱を受けて外国法事務弁護士懲戒委員会の委員 に就任(2年間)。

# 《兼任教員》講師 小川 弘義 (弁護士実務・実務家教員)

#### 1 略歴

- 2009 年 一橋大学法学部卒業
- 2009年 首都大学東京(現東京都立大学)大学院社会科学研究科法曹養成専攻入学
- 2011 年 首都大学東京(現東京都立大学)大学院社会科学研究科法曹養成専攻修了· 法務博士(専門職)取得
- 2011年 司法試験合格
- 2011年 司法修習生 (~2012年12月)
- 2012年 弁護士登録, 北千住パブリック法律事務所
- 2016年 首都東京法律事務所
- 2018年 首都大学東京(現東京都立大学)法科大学院非常勤講師
- 2020年 東京都立大学法科大学院非常勤講師
- 2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)
  - 2018 年度 「模擬裁判」「刑事訴訟実務の基礎」
  - 2019 年度 「模擬裁判」「刑事訴訟実務の基礎」
  - 2020年度 「模擬裁判」「刑事訴訟実務の基礎」
- 3 研究活動(過去5年間について)
- (1) 著書

「情状弁護アドバンス」

(共著, 2019年, 現代人文社)

## (2) 論文・判例評釈等

「司法研究報告書 裁判員裁判と裁判官 に対する雑感」

### (共著, 2019年, 『LIBRA』 2020年4月号, 東京弁護士会)

- 4 学外での公的活動及び社会貢献活動
  - 2013年 刑事弁護フォーラム(任意団体) 事務局(現在に至る)
  - 2013年 東京弁護士会裁判員制度センター 委員 (現在に至る)
  - 2014年 東京弁護士会刑事弁護委員会 委員 (現在に至る) (2019.4.1~同委員会 副委員長)
  - 2015年 日本弁護士連合会 国選弁護本部 事務局 (~2018年3月31日)
  - 2017年 公益社団法人日本ボート協会 委員 (現在に至る)

# 《兼任教員》講師 川村 栄一(租税法・実務家教員)

#### 1 略歴

- 1973年 横浜国立大学経済学部卒業・学士(経済)取得
- 1973年 東京都庁採用
- 1994年 主税局税制部税制課長
- 2000年 主税局税制調查担当部長
- 2002年 総務局特命担当部長 (銀行税訴訟担当)
- 2004年 主税局税制部長
- 2005 年 首都大学東京(現東京都立大学)法科大学院非常勤講師(租税法1,2)
- 2006年 人事委員会事務局任用公平部長
- 2008年 東京都庁退職 (理事)
- 2009年 首都大学東京(現東京都立大学)法科大学院教授
- 2015年 首都大学東京(現東京都立大学)法科大学院退職・非常勤講師
- 2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)
  - 2016年度 「租税法1,2」「租税訴訟実務の基礎」
  - 2017年度 「租税法1,2」「租税訴訟実務の基礎」
  - 2018年度 「租税法1,2」「租税訴訟実務の基礎」
  - 2019年度 「租税法1,2」「租税訴訟実務の基礎」
  - 2020年度 「租税法1,2」「租税訴訟実務の基礎」
- 3 研究活動(過去5年間について)

#### (1) 著書

「債権管理・回収の手引き -自治体職員のための事例解説」

(共著, 2015年度から 2019年度まで毎年度改訂版の発刊,第一法規) (2019年度は、大幅な増改訂を行い、130頁以上・40万字程度を執筆)

## (2) 論文・判例評釈等

「地方税の徴収の広域化・共同化について」

(単著, 2017 年 3 月, 『消費者法ニュース』, 消費者法ニュース発行会議) 「巻頭言 地方自治体の財源確保策としての法定外税の活用」

(単著, 2017 年 6 月, 『税』, ぎょうせい)

「特別論文 償却資産に係る固定資産税の申告方式及び課税方式の将来展望」

(単著, 2019 年 6 月, 『税』, ぎょうせい)

「ふるさと納税制度 返礼品等の経済的利益は本来課税対象であり課税すべき」

(単著, 2019 年 11 月, 『税』, ぎょうせい)

### (3) 学会・研究会報告

2015年9月13日,民間税制調査会シンポジウム,「地方税」のテーマで基調報告 以後、2020年12月まで、毎年度の税制改正に向けた地方税関係について執筆・報告

#### 4 学外での公的活動及び社会貢献活動

日本税法学会会員。租税訴訟学会会員。

民間税制調査会委員。

1973 年東京都庁に入庁し,1977 年から主税局勤務。主税局税制部税制課長,総務局特命担当部長,主税局税制部長等を歴任。都税条例等の立案等に従事。東京都銀行税訴訟控訴審・上告審に東京都の指定代理人として関与した経歴も有する。

全国市町村アカデミー研修講師,川崎市税務職員研修講師,神奈川県都市税務協議会講師,青山学院大学大学院非常勤講師,神奈川大学大学院非常勤講師,沖縄県法定外目的税導入に関する特別委員会委員等を歴任。

# <u>《兼任教員》講師 酒井 享平(経済法・実務家教員)</u>

#### 1 略歴

1973 年 横浜国立大学経済学部経済学科卒業

1973年 公正取引委員会事務局入局

2004年 公正取引委員会事務総局退職(退職時:特別審査部長)

2004年 東京都立大学法科大学院教授

2005年 首都大学東京(現東京都立大学)法科大学院教授(~2013年)

2013年 首都大学東京(現東京都立大学)法科大学院非常勤講師

2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)

2016年度 「経済と法」

2017年度 「経済と法」

2018年度 「経済と法」

2019年度 「経済と法」

2020年度 「経済と法」

- 3 研究活動(過去5年間について)
- (1) 論文・判例評釈等

「経済法体系化与方法論:競争法的新発展」

(単著, 2017年, 張世明編著, 社会科学文献出版に翻訳収録)

4 学外での公的活動及び社会貢献活動

日本経済法学会,日本国際経済法学会,日本経済政策学会(2015年退会),環境経済・政 策学会に所属。

国家公務員としての勤務歴は30年余にわたり、その間、公正取引委員会事務(総)局において審査審判部局を中心に勤務し、旧通商産業省(GATT班)、外務省(在ベルリン総領事館領事)及び旧経済企画庁(経済研究所・主任研究官)の勤務経験もある。

首都大学東京法科大学院教授在職時, JICA 専門家(中国独禁法立法支援), 東京都入札 監視委員会委員, 環境省環境配慮契約法基本方針検討会電力 WG 委員等を歴任。

詩を語る会代表 (1992 年~)。NPO 武蔵野のはやしとやしきを守る会事務局長 (2014 年~)。千葉県行政書士会登録 (2017 年 6 月 15 日~)

# 《兼任教員》講師 多賀 啓 (弁護士実務・実務家教員) <u></u>

### 1 略歴

2006 年 首都大学東京(現東京都立大学)都市教養学部入学

2010年 首都大学東京(現東京都立大学)都市教養学部卒業

2010 年 首都大学東京(現東京都立大学)社会科学研究科専門職学位課程法曹養成 専攻入学

2012 年 首都大学東京(現東京都立大学)社会科学研究科専門職学位課程法曹養成 専攻修了・法務博士(専門職)取得 2012年 司法試験合格

2013 年 弁護士登録 (2022 年からパークス法律事務所)

2018年 首都大学東京(現東京都立大学)法科大学院非常勤講師

2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)

2018年度 「法文書作成」

2019 年度 「法文書作成」

2020年度 「法文書作成」

- 3 研究活動(過去5年間について)
- (1) 著書

「スポーツの法律相談」

(共著, 2017年4月, 青林書院)

「スポーツ事故対策マニュアル」

(共著, 2017年7月, 体育施設出版)

「ムカデ競走事故のメカニズムと予防のための提言」

(共著, 2018年6月, 季刊教育法197号)

「Q&A でわかる アンチ・ドーピングの基本」 (編著,2018年11月,同文館出版) 「JSAA-AP-2017-001 (ハンドボール) 仲裁判断について」

(単著, 2018年12月, 日本スポーツ法学会年報第25号)

「法務担当者のための契約実務ハンドブック」 (共著, 2019 年 2 月, 商事法務) 「JSAA-AP-2018-014 (オリエンテーリング) 仲裁判断について」

(単著, 2020年12月, 日本スポーツ法学会年報第27号)

(2) 学会・研究会報告

「競技団体の競技記録の公開と個人情報保護」(2017 年 12 月,日本スポーツ法学会)「アスリートの tattoo と選手登録,大会出場,代表選考等における規制」

(2018年12月,日本スポーツ法学会)

「弁護士として知っておくべき「スポーツと入れ墨」」

(2018年7月,東京弁護士会夏期合同研究会)

「アスリートのマネジメント契約の法的性質に関する一考察」

(2019 年 12 月,日本スポーツ法学会)

4 学外での公的活動及び社会貢献活動

第一東京弁護士会 総合法律研究所 スポーツ法研究部会 会員

日本スポーツ法学会 会員

著作権法学会 会員

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構 スポーツ仲裁人・調停人等候補者

## 《兼任教員》講師 鷹野 宏行(会計学)

#### 1 略歴

- 1988 年 慶應義塾大学商学部卒業
- 1990年 慶應義塾大学大学院商学研究科修士課程修了・修士(商学)取得
- 1993 年 慶應義塾大学大学院商学研究科博士課程単位取得退学
- 1993年 白鴎女子短期大学専任講師
- 1997年 白鴎大学専任講師
- 2001年 白鴎大学助教授
- 2006年 大原大学院大学助教授
- 2014年 武蔵野大学教授
- 2020年 東京都立大学法科大学院非常勤講師
- 2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目) 2020年度 「会計学」
- 3 研究活動(過去5年間について)
- (1) 論文・判例評釈等

「協同組合の会計がしん酌すべきは企業会計基準なのか?~農業協同組合の外部監査 導入に向けて~」

(単著, 2016年,『会計監査ジャーナル』第28巻第3号,第一法規)

### (2) 学会・研究会報告

2016年5月,非営利法人研究学会関東部会において,「産後ケア施設をめぐる制度・運営・組織形態研究序説~武蔵野大学産後ケアセンターのケースを題材として~」のテーマで榮田悟志との共同報告。

2017年2月,非営利法人研究学会医療・福祉系法人研究部会において,「武蔵野大学付属産後ケアセンターの展開~創成から現在まで~」のテーマで榮田悟志との共同報告。

2018年2月,非営利法人研究学会医療・福祉系法人研究部会において,「非営利法人会計基準における概念フレームワークの可能性 〜地域包括ケアシステムを担う統括非営利法人制度の設置に向けて〜」のテーマで報告。

# 《兼任教員》講師 種村 佑介 (国際私法)

### 1 略歴

- 2006年 金沢大学法学部法学科卒業
- 2008年 早稲田大学大学院法学研究科修士課程修了,修士(法学)
- 2011年 早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程修了,博士(法学)
- 2011年 一般財団法人知的財産研究所特別研究員
- 2012年 首都大学東京(現東京都立大学)都市教養学部法学系准教授
- 2018年 首都大学東京(現東京都立大学)法学部准教授
- 2019 年 早稲田大学法学学術院准教授
- 2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)

2016 年度 「国際私法」「国際取引法」

2017年度 「国際私法」「国際取引法」

2018 年度 「国際私法」「国際取引法」

2019年度 「国際私法」「国際取引法」

2020 年度 「国際私法」「国際取引法」

- 3 研究活動(過去5年間について)
- (1) 著書

「国際私法」(プライマリ法学双書) (共著,2016年,成文堂,276-308頁)

「国際不法行為法の研究」

(単著, 2017年, 成文堂, 406頁)

「国際家族法の実務;問答式(追録89・90号)(共著,2020年,新日本法規出版)

### (2) 論文

「法の適用に関する通則法22条の適用について」

(単著, 2015年, 『法学会雑誌』 56 巻 1 号 633-663 頁, 首都大学東京法学会) 「国際私法違反の不法行為と国際私法」

(単著, 2016年, 『国際法外交雑誌』 115巻 1号 46-64頁, 有斐閣) 「イングランド国際養子法における管轄権的アプローチの淵源」

(単著, 2019年, 『法学会雑誌』 59 巻 2 号 121-140 頁, 首都大学東京法学会) 「知的財産権侵害の国際裁判管轄権に関する連合王国最高裁 Lucasfilm 事件判決-審 理可能性の判断を中心に」(単著, 2020年,『早稲田法学』95巻3号95-118頁)

### (3) 判例評釈

「インターネット上の名誉・信用毀損と国際裁判管轄[東京地裁平成 25.10.21 判決]」 (単著,2015年,ジュリスト臨時増刊『平成 26年度重要判例解説』308-309頁,有 斐閣)

「韓国テレビ番組のネット配信と著作権侵害訴訟の国際裁判管轄・準拠法[東京地裁 平成 26.7.16 判決]」

(単著, 2015年,法学セミナー増刊『新・判例解説 Watch』16号 337-340頁,日本 評論社)

「渉外判例研究(Number 633)ナイジェリア人の相続問題と反致, 準拠外国法の不明「大阪地裁平成 25.3.21 判決」

(単著, 2015年,『ジュリスト』1480号 131-134頁,有斐閣) 「渉外判例研究(Number 647)名誉・信用毀損,および不貞行為の国際裁判管轄と 準拠法「東京地裁 2014.9.5判決」」

(単著,2016年,『ジュリスト』1496号 115-118頁,有斐閣)「インターネット上のウェブサイトに記事を掲載した米国法人に対する名誉・信用 毀損訴訟の国際裁判管轄「最高裁2016.3.10判決」」

(単著, 2017年, 『判例評論』698号 7-11頁)

「渉外判例研究(Number 658)日本人男性と婚姻したフィリピン人女性から生まれた子の就籍の可否「東京家裁 2015.2.19 審判]

(単著, 2018年,『ジュリスト』1514号 128-131頁, 有斐閣) 「渉外判例研究(Number 665)カナダ人未成年子らに対する父母の分割身上監護が認められた事例「東京高裁 2017.5.19 決定」」

(単著, 2018年,『ジュリスト』1523号 155-158頁, 有斐閣) 「渉外判例研究(Number 678)並行輸入品の広告行為につき商標権侵害の違法性を欠くとした事例[知的高裁 2018.2.7判決]」

(単著, 2019年, 『ジュリスト』 1539号 137-140頁, 有斐閣)

## (4) その他

「Kokusai Keizai Ho Koza II—Torihiki, Zaisan, Tetsuzuki [International Economic Law II: Transactions, Property and Procedure] edited by Japan Association of International Economic Law, represented by Noboru Kashiwagi

(単著, 2016年, Japanese Yearbook of International Law, Vol. 58, 409-414 頁)

「国際関係法(私法系)論文式試験解説」

(単著, 2017年, 『司法試験の問題と解説 2017 (別冊法学セミナー249号)』

289-294 頁)

「国際関係法(私法系)論文式試験解説」

(単著, 2018年,『司法試験の問題と解説 2018 (別冊法学セミナー254号)』

297-302 頁)

## (5) 学会・研究会報告

2015 年 12 月, 渉外判例研究会において「名誉・信用毀損, および不貞行為の国 裁判管轄と準拠法」のテーマで報告

2015年12月, 関西国際私法研究会において「国際法違反の不法行為と国際私法」のテーマで報告

2017年7月, 渉外判例研究会において「日本人男と婚姻したフィリピン人女から生まれた子の就籍の可否」のテーマで報告

2018年5月, 渉外判例研究会において「カナダ人未成年子らに対する父母の分割身上監護が認められた事例」のテーマで報告

2018年9月,国際シンポジウム『第4次産業革命促進のための文化法制:伝統と革新を中心に』(韓国中央大学)において「インターネット上の名誉・信用毀損の国際裁判管轄:最近の日本の最高裁判例を中心に」のテーマで報告。

2018年12月, 関西国際私法研究会において「イングランド国際養子法における管轄権的アプローチの淵源」のテーマで報告

#### 4 学外での公的活動及び社会貢献活動

2014年12月~2016年6月 国際私法学会研究大会設営委員

2017年6月~2019年6月 国際私法学会年報編集委員

2018年9月~現在 国際法学会国際交流委員

2012 年 9 月~2018 年 3 月青山学院大学法学部非常勤講師「国際取引法 B/II」の担当 2016 年 4 月~2017 年 3 月 筑波大学法科大学院非常勤講師「国際私法」の担当 2018 年 4 月~現在 法政大学法学部兼任講師「国際私法 I • II 」の担当

# 《兼任教員》講師 寺中 麗子 (弁護士実務)

## 1 略歴

2006年 早稲田大学法学部入学

2010年 早稲田大学法学部卒業

2012 年 首都大学東京大学院社会科学研究科法曹養成課程修了·法務博士(専門職) 取得 2012年 新司法試験合格

2014年 弁護士登録,東京リベルテ法律事務所

2019年 首都大学東京(現東京都立大学)法科大学院非常勤講師

2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)

2019 年度 「法文書作成」

2020 年度 「法文書作成」

# 《兼任教員》講師 中村 道子(弁護士実務)

#### 1 略歴

2007年 京都大学法学部卒業

2011 年 首都大学東京(現東京都立大学)大学院社会科学研究科法曹養成専攻修了・法 務博士(専門職)取得

2011年 司法試験合格

2011年 司法修習生

2012年 弁護士登録

2013年 東海旅客鉄道株式会社勤務

2014 年 首都大学東京 (現東京都立大学) 大学院社会科学研究科法曹養成専攻リサーチ・ アシスタント

(民事法担当)

2014年 新星総合法律事務所 (~2016年 5月)

2017年 文部科学省原子力損害賠償紛争和解仲介室非常勤職員

2019年 法務省 (~2019年 8月)

2019年 弁護士再登録、オレンジパーチ法律事務所

2020年 東京都立大学法科大学院非常勤講師

2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目) 2020年度 「民法1」「民法2」

3 研究活動(過去5年間について)

### (1) 著書

「完全対応 新個人情報保護法: Q&Aと書式例」

(第二東京弁護士会情報公開・個人情報保護委員会編,2017年,新日本法規出版)「AI・ロボットの法律実務Q&A」

### (第二東京弁護士会情報公開・個人情報保護委員会編,2019年,勁草書房)

## (2) 論文

「ICT技術による自署からのバリアフリー」

(単著, 2017年, 『会報誌 J I L A』第5号, 日本組織内弁護士協会)

#### (3) 学会・研究会報告

2016年12月,日本生命倫理学会第28回年次大会において,「死後にわたる臨床研究の同意取得の方法としての電子式方式」のテーマで報告。

4 学外での公的活動及び社会貢献活動

日本生命倫理学会会員

東京都立小児総合医療センター倫理委員会委員 (2015年4月~2016年5月)

医療安全研修講師(2015年11月)

# 《兼任教員》講師 二瓶 紗有実(弁護士実務)

#### 1 略歴

2013 年 首都大学東京(現東京都立大学)法科大学院社会科学研究科法曹養成専門 課程修了・法務博士(専門職)取得

2013年 司法試験合格

2013年 司法研修所入所

2015年 東京神谷町綜合法律事務所入所

2020年 東京都立大学法科大学院非常勤講師

2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)

2020年度 「法文書作成」

# 《兼任教員》講師 橋口 泰典(企業法務・実務家教員)

## 1 略歴

1981年 東京大学法学部卒業

1983年 司法研修所入所

1985年 小松・狛法律事務所入所(第一東京弁護士会)

- 1991 年 アメリカ合衆国ワシントン大学法学修士課程(LL.M.) 卒業
- 1991年 Davis Wright Tremaine (米国のローファーム) 勤務(~1992年4年)
- 2002年 あさひ・狛法律事務所(小松・狛法律事務所とあさひ法律事務所合併)
- 2007 年 東京青山・青木・狛法律事務所ベーカーマッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 入所
- 2012年 久田・橋口法律事務所設立
- 2015年 首都大学東京(現東京都立大学)法科大学院非常勤講師
- 2018年 橋口法律事務所設立
- 2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)
  - 2016 年度 「企業法務」
  - 2017 年度 「企業法務」
  - 2018 年度 「企業法務」
  - 2019 年度 「企業法務」
  - 2020 年度 「企業法務」
- 3 学外での公的活動及び社会貢献活動第一東京弁護士会弁護士任官推進委員会委員

## 《兼任教員》講師 橋本 貴充(心理統計学)

- 1 略歴
  - 2000年 東京大学教育学部卒業
  - 2002 年 東京大学大学院総合文化研究科修士課程修了・修士(学術)取得
  - 2004年 大学入試センター研究開発部助手
  - 2007年 大学入試センター研究開発部助教
  - 2012 年 電気通信大学大学院情報システム学研究科博士後期課程修了・博士(工学) 取得
  - 2017年 帝京大学文学部助教
  - 2018 年 帝京大学文学部講師,首都大学東京(現東京都立大学)法科大学院非常勤講師
  - 2019年 大学入試センター研究開発部准教授
- 2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目) 2018年度 「統計学」

2019 年度 「統計学」 2020 年度 「統計学」

- 3 研究活動(過去5年間について)
- (1) 著書

「実験心理学のための統計学」: t 検定と分散分析 (共著, 2016 年, 誠信書房) 「心理学のためのサンプルサイズ設計入門」 (共著, 2017 年, 講談社)

### (2) 論文・判例評釈等

「センター試験の受験目的の多様化と学力分布の層別特性」

(共著, 2016年,『大学入試センター研究紀要』45号 1-11頁)

「自己評価力向上支援のための評価指標設定に関するチェックリストの開発」

(共著, 2017年, 『大学評価・学位研究』18号 19-36頁)

「センター試験利用による私立大学出願の特徴と年次推移」

(共著, 2019年,『日本テスト学会誌』15巻1号79-97頁) 「初年次教育科目における評価の妥当性と心理的要因の影響の検討」

(共著, 2021年, 『文教大学経営学部 経営論集』7巻4号1-11頁)

#### (3) 学会・研究会報告

2017年10月,日本教育心理学会において「一般線形モデルとは」のテーマで報告。 2019年9月,日本心理学会において「SPSS による相関係数の差の検定」のテーマ で報告。

4 学外での公的活動及び社会貢献活動

日本行動計量学会、日本心理学会、日本テスト学会、日本教育工学会、日本分類学会

# 《兼任教員》講師 潘 阿憲(商法)

### 1 略歴

1991 年 法政大学大学院社会科学研究科法律学専攻修士課程修了

1996 年 法政大学大学院社会科学研究科法律学専攻修士課程修了·法学博士取得

1996年 法政大学法学部講師

1998年 横浜市立大学商学部専任講師

1999 年 横浜市立大学商学部助教授

2003 年 文部科学省大学設置・学校法人審議会教員審査

2003年 東京都立大学専,助教授

2004年 東京都立大学法学部助教授

2005年 首都大学東京都 (現東京都立大学) 市教養学部准教授

2005 年 文部科学省大学設置·学校法人審議会教員審查

2006 年 首都大学東京(現東京都立大学)都市教養学部・大学院社会科学研究科法曹 養成専攻教授

2012 年 専修大学法学部教授

2017年 法政大学法学部法律学科教授

2020年 東京都立大学法科大学院非常勤講師

2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)

2020年度 「商法総合2」「商法総合演習」

3 研究活動(過去5年間について)

### (1) 著書

「新基本法コンメンタール会社法 2 [第 2 版]」 (共著, 2016 年, 日本評論社)

「債権法改正と保険実務」 (共著,2016年,損保ジャパン日本興亜福祉財団)

「法律学小辞典〔第5版〕」 (共著,有斐閣)

「会社法新判例の分析」 (共著,2017年,中央経済社)

「保険法概説〔第2版〕」 (単著,2018年,中央経済社)

「論点体系会社法3〔第2版〕」 (共著,2021年,第一法規)

#### (2) 論文・判例評釈等

「商事判例研究 取締役権利義務者の解任」

(単著, 2016年, 『会社法判例百選〔第3版〕』, 有斐閣)

「生命保険判例集第20巻」

(共著,2016年,生命保険文化センター)

「取締役報酬の変更をめぐる法的問題」

(単著, 2016年, 『法学新法 122』 9~10頁, 中央大学法学会)

「商法」 (単著, 2016年, 『判例回顧と展望 2015』, 日本評論社)

「精神傷害中の自殺保険者免責」

(単著, 2016年, 『生命保険論集設立 40 周年記念特別号(Ⅱ)』, 生命保険文化センター)

「取締役報酬の変更をめぐる法的問題」

(単著, 2017年, 『法学新報 122巻』9・10号合併号, 中央大学法学会)

「生命保険判例集第21巻」 (共著,2017年,生命保険文化センター)

「商事判例研究 譲渡会社の略称の続用と会社法22条1項の類推適用〔東京地裁平

成 27. 10. 2 判決〕 (単著, 2017 年, 『ジュリスト 1501』 2017 年 1 月, 有斐閣) 「商事判例研究 保険事故としての落雷と瞬低による損害のてん補の可否」

(単著, 2017年,『平成28年度重要判例解説』2017年6月,有斐閣) 「ドイツ保険契約法上のプロ・ラタ主義と告知義務違反」

(単著, 2017年, 『保険学雑誌 637』 53~81 頁, 日本保険学会) 「商事判例研究 代表取締役就任の不実登記と第三者の保護」

(単著, 2018年,『ジュリスト 1514』2018年1月号108頁, 有斐閣) 「商事判例研究 代表取締役就任の不実登記と第三者の保護」

(単著, 2018年,『ジュリスト 1514』2018年1月号108~111頁, 有斐閣) 「臨時運行許可を得た一時登録抹消中の自動車と他車運転特例における[他の自動車]の該当性」

(単著, 2018年,『損害保険研究 79 (4)』197~219, 損害保険事業総合研究所) 「損害保険の外来性と疾病免責条項」

(単著,『保険判例の分析と展開Ⅱ (金融商事判例増刊号)』110~115 頁,経済法令 研究会)

「生命保険判例集第 22 巻」 (共著,2018 年,生命保険文化センター) 「ドイツ保険契約法上のプロ・ラタ主義と重過失による事故招致」

(単著, 2018 年, 『生命保険論集 204』  $1\sim34$  頁, 生命保険文化センター) 「医療保険の諸問題」

(単著, 2018年,『ジュリスト 1522』2019年1月号124~127頁, 有斐閣) 「株式会社の解散事由である財産管理・処分の著しい失当」

(単著, 2018年,『ジュリスト 1522』2019年1月号124~127頁, 有斐閣) 「運送品の受取なしに発行された運送証券の効力」

(共著, 2019年,『商法判例百選』162~163頁, 有斐閣) 「新株予約権付社債の不公正発行と取締役の責任」

(単著, 2019年, 『法学教室 473号』129~129頁, 有斐閣) 「役員解任の訴えに関する一考察」

(単著, 2020年,『法学志林 117 (1) 号』1・2合併号 1~43頁, 法政大学法学部)「生命保険判例集第 23 巻」 (共著, 2019年, 生命保険文化センター)「会社役員選解任決議の定足数要件と定款による変更―定款自治は、どこまで柚須されるか」

(単著, 2021年, 『法学志林』 117巻 3号 1~43頁, 法政大学法学部)

# 《兼任教員》講師 深津 健二(経済法・消費者法)

### 1 略歴

- 1981年 明治大学大学院法学研究科博士前期課程修了・法学修士
- 1985年 明治大学法学部教務助手補(~1988年)
- 1986年 明治大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学
- 1988 年 東京都立商科短期大学専任講師(~1991年)
- 1991年 東京都立商科短期大学助教授(~1999年)
- 1999 年 東京都立短期大学教授(~2005 年)
- 2005年 首都大学東京(現東京都立大学)法学系教授(~2014年)
- 2014年 首都大学東京(現東京都立大学)法科大学院教授(~2018年)
- 2018 年 首都大学東京(現東京都立大学)名誉教授,首都大学東京(現東京都立 大学)法学部非常勤講師,首都大学東京(現東京都立大学)法科大学院非 常勤講師
- 2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)
  - 2016年度 「消費者法」「独占禁止法1,2」
  - 2017年度 「消費者法」「独占禁止法1,2」
  - 2018年度 「消費者法」「独占禁止法1,2」
  - 2019年度 「消費者法」「独占禁止法1,2」
  - 2020年度 「消費者法」「独占禁止法2」
- 3 研究活動(過去5年間について)

## (1) 論文等

「中小企業政策と不当廉売規制」

(単著, 2015年, 『法学会雑誌』55巻2号, 首都大学東京法学会) 「差別対価規制―中小企業政策としての意義と課題」

(単著,2015年,『法学会雑誌』56巻1号,首都大学東京法学会)「中小企業と優越的地位の濫用規制―納入取引規制を中心として」

(単著,2016年,『法学会雑誌』56巻2号,首都大学東京法学会) 「競争法と取引の公正化―独占禁止法と消費者の利益・中小企業の利益との関係」

(単著,2017年,『法学会雑誌』57巻2号,首都大学東京法学会)「事業者が共同する他の事業者の範囲(新聞販路協定事件)」

(単著,2017年,『経済法判決・審決百選[第2版]』,有斐閣) 「経済法の担い手としての消費者・中小企業」

(単著, 2018年, 『法学会雑誌』 58巻2号, 首都大学東京法学会)

4 学外での公的活動及び社会貢献活動

日本経済法学会会員, 日本消費者法学会会員。

東京都清瀬市商工会まちづくり委員会副会長,東京都昭島市公民館運営審議会会 長,東京都府中市個人情報保護審査会委員などを歴任。

# 《専任教員》講師 藤田 新一郎(弁護士実務・実務家教員)

#### 1 略歴

2002 年 慶應義塾大学理工学部応用化学科卒業

2004 年 慶應義塾大学法学部法律学科卒業

2006 年 東京都立大学大学院社会科学研究科法曹養成専攻修了・法務博士(専門職) 取得

2006年 司法試験合格

2007年 弁護士登録,銀座共同法律事務所

2012年 首都大学東京(現東京都立大学)法科大学院非常勤講師

2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)

2016年度 「法学入門演習」「民事法入門演習」

2017 年度 「法学入門演習」「民事法入門演習」

2018年度 「法学入門演習」「民事法入門演習」

2019 年度 「法学入門演習」「民事法入門演習」

2020年度 「法学入門演習」「民事法入門演習」

3 学外での公的活動及び社会貢献活動

東京弁護士会 法教育センター運営委員会 委員 (2008年4月~2016年3月) 新公益法人制度の申請に係る相談員 (2010年)

# 《兼任教員》講師 前田 雅英(刑法・刑事訴訟法)

#### 1 略歴

1972年 東京大学法学部卒業・学士(法学)取得

1972年 東京大学法学部助手

1975年 東京都立大学法学部助教授

1888 年 東京都立大学教授

2005年 首都大学東京(現東京都立大学)法科大学院教授

2015 年 日本大学法科大学院教授,首都大学東京(現東京都立大学)法科大学院 非常勤講師

2020年 東京都立大学法学部客員教授

2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)

2016年度 「医事刑法」「経済刑法」

2017年度 「医事刑法」「刑法総合1」

2018年度 「医事刑法」「刑法総合1」

2019年度 「医事刑法」「刑法総合1」

2020年度 「医事刑法」「刑法総合1」「刑法1,2」「刑法演習」

#### 3 研究活動(過去5年間について)

#### (1) 著書

「現代危機管理論―現代の危機の諸相と対策」

「刑事訴訟実務の基礎3版」

「刑事法の要点」

「刑事訴訟法講義 (第6版)」

「刑事法判例の最前線」

「刑法総論講義 (第7版)」

「刑事法判例の最前線」

「刑法各論講義 (第7版)」

「最新重要判例 250 刑法第 12 版」

(共編著, 2017年3月, 立花書房)

(共編著, 2017年3月, 弘文堂)

(単著, 2017年10月, 東京法令出版)

(共著, 2018年3月, 東京大学出版会)

(単著, 2019年7月, 東京法令出版)

(単著, 2019 年 4 月, 東京大学出版会)

(単著, 2019 年 7 月, 東京法令出版)

(単著, 2020 年 1 月, 東京大学出版会)

(単著, 2020年2月, 弘文堂)

#### (2) 論文

「留め置き二分論の合理性」

(単著, 2016年6月, 『捜査研究』 782号, 東京法令出版)

「社会の変化と警察活動」 (単著,2016年6月,『季刊現代警察』149号) 「接見交通の秘密性の確保と弁護活動」

(単著, 2016年4月,『捜査研究』,783号,東京法令出版)「参考人の供述調書作成行為と証拠偽造罪」

(単著, 2016年6月,『捜査研究』785号,東京法令出版)

「公務員職権乱用罪」 (単著,2016年7月,『捜査研究』786号,東京法令出版) 「過失不作為犯-予見可能性と作為義務 (単著, 2016年8月, 『捜査研究』787号, 東京法令出版) 「同時傷害の特例と共同正犯の因果性」

(単著,2016年9月,『捜査研究』789号,東京法令出版)「社会の変化と過失犯論の展開」(単著,2016年10月,『日本法学』82巻2号)「詐欺罪の損害額」 (単著,2016年11月,『捜査研究』791号,東京法令出版)「GPS捜査大法廷判決」

(単著, 2017 年 6 月, 『捜査研究』798 号, 東京法令出版) 「少年犯罪の急激な減少と刑事政策」 (単著, 2017 年 11 月, 『研修』832 号) 「名義人の承諾と文書偽造罪と財産犯」

(単著, 2018年1月,『捜査研究』805号, 東京法令出版) 「正当防衛の急迫性判断と主観的違法要素」

(単著, 2018年11月, 『日髙博士古稀』)

「任意捜査の違法性と証拠排除」

(単著, 2018 年 12 月, 『捜査研究』817 号, 東京法令出版) 「情報社会と法」 (単著, 2019 年 11 月, 『情報法制研究』6 巻 1 号) 「平成の犯罪と刑事法理論」 (単著, 2020 年 3 月, 『研修』861 号)

#### 4 学外での公的活動及び社会貢献活動

現在,内閣サイバーセキュリティ本部員,警察政策学会顧問,東京都公安委員会委員。これまで最高裁判所一般規則制定委員会,中教審,中医協の委員を務める。

さらに男女共同参画会議,法務省,警察庁,厚労省,国交省,東京都の審議会・懇談会委員を多数務める。

# 《兼任教員》講師 森田 悦史(民法)

#### 1 略歴

- 1984 年 大東文化大学大学院法学研究科法律学専攻修士課程修了·修士(法学)取得
- 1992年 専修大学大学院法学研究科民事法学専攻博士課程満期退学
- 1994年 秋田経済大学法学部専任講師
- 1995 年 日本大学大学院生産工学科博士前期課程管理工学専攻修了・修士(工学)取得
- 2000年 国士舘大学法学部助教授
- 2003年 フランスパリ第十 (ナンテール) 大学へ留学 (~2004年)
- 2005年 国士舘大学法学部教授
- 2005 年 柔道整復国家試験委員 (~2012 年)
- 2011年 国士舘大学大学院法学研究科教授

2011 年 言語聴覚士国家委員(~2018 年)

2014年 首都大学東京(現東京都立大学)法科大学院非常勤講師

2018年 柔道整復国家試験委員(~現在)

2019年 大学基準協会大学評価分科会委員(~現在)

2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)

2016年度 「民法4」

2017年度 「民法4」

2018 年度 「民法4」

2019 年度 「民法4」

2020年度 「民法4」

## 3 研究活動(過去5年間について)

#### (1) 著書

「債権法各論(スタンダール民法シリーズIV)」 (共著,2016 年 6 月,嵯峨野書院)「債権法総論(スタンダール民法シリーズIV)(第 3 版)」

(共著, 2019 年 7 月, 嵯峨野書院)

「債権法各論(スタンダール民法シリーズIV)(第2版)」

(共著, 2020 年 3 月, 嵯峨野書院)

「新・コンダクト民法」

(共著, 2020 年 5 月, 嵯峨野書院)

## (2) 論文、その他執筆

債権法改正点、「120年ぶりの民法大改正」

(タイヤ公取協だより 122 号 2018 年 3 月)

債権法改正点、「錯誤」 (タイヤ公取協だより 123 号 2018 年 8 月)

債権法改正点、「消滅時効」 (タイヤ公取協だより 124 号 2018 年 12 月)

債権法改正点、「法定利率」 (タイヤ公取協だより 125 号 2019 年 3 月)

相続法改正点、「配偶者相続権の創設」 (タイヤ公取協だより 126 号 2019 年 6 月)

相続法改正点、「長期配偶者居住権とは」(タイヤ公取協だより 127 号 2019 年 8 月)

相続法改正点、「自筆証書の遺言の方式の緩和について」

(タイヤ公取協だより 128 号 2019 年 12 月)

債権法改正点、「債務不履行による損賠賠償について(1)」

(タイヤ公取協だより 129 号 2020 年 3 月)

#### (3) 翻訳

フィリップ・サニャック著「フランス革命における民事立法」(43)

(共著, フランス近代法研究会訳 大東文化大学法学研究所報(37) (2017年3月)

フィリップ・サニャック著「フランス革命における民事立法」(44)

(共著,フランス近代法研究会訳 大東文化大学法学研究所報(38)(2018年3月)

フィリップ・サニャック著「フランス革命における民事立法」(45)

(共著, フランス近代法研究会訳 大東文化大学法学研究所報(39)(2019年3月)

フィリップ・サニャック著「フランス革命における民事立法」(46)

(共著, フランス近代法研究会訳 大東文化大学法学研究所報(40)(2020年3月)

### (4)(国内)学会・研究会報告

2015 年 10 月 24 日, 専修大学緑法学会 24 回大会(統一テーマ、ミシエル=ベルンシュタイン文庫資料の学際的研究)において、「ベル文に見られる人権理念痕跡とその特徴」のテーマで報告

## 4 (国際) 学会での公的活動、社会貢献活動

新・アジア家族法三国会議第 5 回会議(2015.12.12,韓国・釜山東亜大学校富民キャンパス(法学専門大学院にて会議)

新・アジア家族法三国会議第 6 回会議(2016.11.26, 台湾・輔仁大学にて会議) The 16th World Conference of the International Society of Family Law, The place is Amsterdam, The Netherlands from 25 July to 29 July 2017 at the Vrije Universiteit of Amsterdam. (2017, オランダ・アムステルダムにて会議)

新・アジア家族法三国会議第8回会議(2018.11.24,韓国・済州大学校にて会議)

新・アジア家族法三国会議第 9 回会議(2019.11.30, 台湾・東呉大学にて会議)

《兼任教員》講師 [吉田 秀平] (弁護士実務)

#### 1 略歴

- 2000年 東北大学法学部入学
- 2004年 東北大学法学部卒業
- 2007 年 株式会社新日本科学 (~2010 年)
- 2010年 首都大学東京(現東京都立大学)大学院社会科学研究科専門職学位課程入学
- 2012 年 首都大学東京(現東京都立大学)大学院社会科学研究科専門職学位課程修了· 法務博士(専門職)取得
- 2013年 弁護士登録
- 2013 年 都内法律事務所勤務 (~2019 年)
- 2014年 文部科学省原子力損害賠償紛争解決センター調査官(~2017年)
- 2019 年 よしだ法律事務所
- 2019年 首都大学東京(現東京都立大学)法科大学院非常勤講師

2 本学法科大学院における教育活動(過去5年間の担当授業科目)

2019年度 「法文書作成」2020年度 「法文書作成」

- 3 研究活動(過去5年間について)
- (1) 著書

「データ戦略と法律 攻めのビジネス Q&A」 (共著, 2018 年, 日経 BP) 「データ戦略と法律 攻めのビジネス Q&A 改訂版」 (共著, 2021 年, 日経 BP)

4 学外での公的活動及び社会貢献活動

第一東京弁護士会法教育委員会所属の派遣講師として中学校および高等学校において出張授業を担当。同委員会外部講師派遣部会長。

東京都立大学法科大学院年次報告書 (自己点検・評価報告書) 2020年度版

2022 年 2 月発行 発行 東京都立大学法科大学院 〒104-0053 東京都中央区晴海 1-2-2